

平成24年第3回砂川市議会定例会  
決算審査特別委員会

平成24年11月1日(木曜日)第1号

開会宣告

開議宣告

議案第16号 平成23年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて

議案第17号 平成23年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて

議案第18号 平成23年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて

議案第19号 平成23年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて

議案第20号 平成23年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて

議案第21号 平成23年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めることについて  
散会宣告

○出席委員(11名)

委員長 土田 政己 君  
委員 一ノ瀬 弘昭 君  
増山 裕司 君  
多比良 和伸 君  
北谷 文夫 君  
辻 勲 君

副委員長 増井 浩一 君  
委員 飯澤 明彦 君  
水島 美喜子 君  
小黒 弘 君  
沢田 広志 君

(議長 東 英男)

○欠席委員(1名)

増田 吉章 君

○ 決算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長 善岡 雅文  
砂川市監査委員 奥山 昭  
砂川市監査委員 尾崎 静夫

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長	角丸誠一
総務部長兼会計管理	湯浅克己
総務課長	安田貢
広報広聴課長	熊崎一弘
まちづくり協働課長	近藤恭史
税務課長	峯田和興
会計課長	福井哲生
市民部長	高橋豊
市民生活課長	福士勇治
社会福祉課長兼子ども通園センター所長	橋正紀
介護福祉課長兼ふれあいセンター所長	中村一久
経済部長	栗井久司
経済部審議監	田伏清巳
商工労働観光課長	河原希之
農政課長	小林哲也
建設部長	金田一
建設部審議監	古木信繁
建設部技監	山梨政己
土木課長	荒木政宏
建築住宅課長	佐藤武雄
建築住宅課副審議監	金丸秀樹
建築住宅課副審議監	渋谷正人
市立病院事務局長	小俣憲治
市立病院事務局審議監	佐藤進
市立病院事務局審議監兼改築推進課長	氏家実
管理課長	山田基
医事課長	細川仁
地域医療連携課長	山川和弘
附属看護専門学校副審議監	佐々木裕二

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

教育長	井上克也
-----	------

教 育 次 長	森 下 敏 彦
兼 ス ポ ー ツ 振 興 課 長	
学 務 課 長	和 泉 肇
社 会 教 育 課 長	
兼 公 民 館 長	山 下 克 己
兼 函 書 館 長	
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	橘 加 奈 子

4 . 砂 川 市 監 査 委 員 の 委 任 を 受 け 説 明 の た め 出 席 す る 者

監 査 事 務 局 局 長	中 出 利 明
---------------	---------

5 . 砂 川 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 の 委 任 を 受 け 説 明 の た め 出 席 す る 者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	湯 浅 克 己
-----------------------	---------

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長	安 田 貢
-------------------------	-------

6 . 砂 川 市 農 業 委 員 会 会 長 の 委 任 を 受 け 説 明 の た め 出 席 す る 者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	栗 井 久 司
-------------------	---------

農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	小 林 哲 也
---------------------	---------

7 . 本 委 員 会 の 事 務 に 従 事 す る 者

事 務 局 局 長	河 端 一 寿
-----------	---------

事 務 局 次 長	高 橋 伸 二
-----------	---------

事 務 局 主 幹	佐 々 木 純 人
-----------	-----------

事 務 局 主 幹	吉 川 美 幸
-----------	---------

開会 午前 9時59分

開会宣告

○委員長 土田政己君 おはようございます。ただいまから決算審査特別委員会を開きます。

開議宣告

○委員長 土田政己君 これより議事に入ります。

本委員会に付託されました議案第16号 平成23年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて、議案第17号 平成23年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第18号 平成23年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて、議案第19号 平成23年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第20号 平成23年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて、議案第21号 平成23年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めることについての6件を一括議題といたします。

お諮りいたします。審査の方法としては、まず一般会計より行うこととし、歳出を款項ごとに、続いて歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入歳出、事業会計の収入支出を一括審査する方法を進みたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

これより議案第16号 平成23年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについての審査に入ります。

それでは、114ページ、第1款議会費、第1項議会費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。118ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、質疑ありませんか。増井浩一委員。

○増井浩一委員 おはようございます。総務管理費の中の5目の財産管理費の中の共用車の管理に要する経費で修繕費259万4,048円とありますけれども、何台の車の修繕費かお聞かせ願いたいと思います。

○委員長 土田政己君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 修繕費の台数でございますけれども、これにつきましては車検等も含んでございます。車検としまして23年度16台、そのほかに故障、事故の修繕といった台数が6台という状況でございます。

○委員長 土田政己君 増井浩一委員。

○増井浩一委員 何台共用車あるのかわかりませんが、何年ごとに入れかえをするとか、そういう基準があったら教えていただきたいと思います。

○委員長 土田政己君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 共用車の台数そのものは、23年度といたしまして31台でございます。また、公用車の更新の基準についてでございますが、11年を経過した時点で、かつ10万キロの走行距離に達した場合に更新の対象と考えてきてございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 何点かお伺いをしたいと思いますけれども、まずは121ページのホームページに要する経費をちょっとお伺いしたいのですけれども、この経費何にかかっている、器具の借り上げ料ということだったのですけれども、そのものなのかどうか。

○委員長 土田政己君 広報広聴課長。

○広報広聴課長 熊崎一弘君 ホームページに要する経費の器具借り上げ料ですけれども、外部にサーバーを借り上げるということで、サーバーを外部に設置する使用料というような感覚でお持ちいただいて結構なのですけれども、その部分のみ経費としてかかっております。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 つまりホームページで更新だとか資料の追加だとかというんな形があると思うので、それはどういうふうに行われたのでしょうか。

○委員長 土田政己君 広報広聴課長。

○広報広聴課長 熊崎一弘君 ホームページのメインのソフトがフリーソフトで利用しておりまして、それぞれのソフトを利用して各課ごとに更新ができるような形になっているところでございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 フリーソフトと言われましたか。フリーソフトとおっしゃったのですね。つまりただのソフトを使ってやっているということなのですね。このホームページちょっと見ていて、砂川市は何を発信しようとしているのかがなかなかわかりづらいのです。最近よく議会なんかで情報を市民に発信するにはまずはホームページでとかと、こうやってよく言われることが多いのですけれども、ホームページ自体がどこまで広報機能としてあるのかなというのを最近自分でもホームページをやっていながら疑問に感じてはいるのです。この年度の砂川市のホームページのアクセス数を見るとたしか年間で16万9,000件だから、17万件ぐらい。これ単純に1年で、365で割ると1日平均460件ぐらいの方々が市のホームページにアクセスをして、情報を仕入れているかどうかということなのでも、このホームページについて市内とか市外とかとアクセス、どこからどう来ているのかということは把握できているのですか。

○委員長 土田政己君 広報広聴課長。

○広報広聴課長 熊崎一弘君 現状ではできない形になっております。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これ分析できるものはあると思うのです。なぜ言うかということ、やっぱりホームページ、今は砂川市としてもとても大事な広報の一つの手段というふうに考えていらっしゃるのだらうと思います。最近、部長のページあるいは市長がみずから更新されているような、そういうページもあるし、つまり市内に向けてのものなのか、市外に向けてのものなのかによってホームページのあり方というのは相当変わってくるだらうなというふうに私は考えているのですけれども、そんなような意味からして平成16年でもう今大分、何も変わってきていないので、どんなふうなホームページの位置づけをされているのか、改めてお伺いしたいと思うのですけれども。

○委員長 土田政己君 広報広聴課長。

○広報広聴課長 熊崎一弘君 ホームページの運用についてという感覚でお聞きされているなという気がするのですけれども、あくまでも行政情報の発信というのが第一にあると思っております。当然それぞれのパブコメ等の発信もしています。ただ、当然広報すなわちと違まして、100%の方が目に入れるかということ、そういう機器をお持ちでない方については目に入らないというのも実際現実としてあると思っております。あと、市内向きか、市外向きかといいますと、基本的にはどちらの方でも見れるような体制、もしかすると集中的でないかもしれませんが、市民向け、それ以外の市外の方が砂川どんな状態なのだらうかということも含めて見れるようなホームページのつくり方にはしているところでございます。トップページがまさに入り口ですので、それぞれの所管で観光情報を出していたり、健康情報を出していたり、目的に応じて見る方の見たい情報をとれるようなホームページのつくりになっているのではないかなと思いますけれども、ただホームページ見る方も更新が少ないとアクセスが減るということもいろんなところで聞いておりますので、今回昨年からは部長、それから市長とそれぞれ発信して、毎日ではないですけれども、短期間の間で更新をどんどんしていますので、これはきっとアクセスの上昇につながっていくものでないかなというふうに思っているところでございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 意外と効果が少ないと私は考えるのです。つまり1日の件数が平均して400件ぐらい、これも私の場合もそうですけれども、では400人の、450でもいいですが、500人の人が見ているかということそうではなくて、同じ人が1日の間に2回、3回見るという、それもアクセスのほうにカウントされていくので、では本当に何人の人が見ているのだらうということはやっぱりある程度考えた上でこれを運用していくべきだらうなというふうに思うわけです。つまりもしホームページやっているから市の情報は伝わっているのではないかという勘違いがあるとすればまずいかなというふうには思うのです。特に最近違う意味での公共交通機関のアンケートの結果なんかを見ると、砂川市の場合はインターネットそのものの環境というか、あるいはそれを情報源としている人たちの数というのが本当に少なくて、これほどまで少ないのかというような数字が出ていると思

うのですけれども、特にここにトップページをプリントアウトしてきたのですけれども、とりあえずは外に向かって何を発信しようこのページで考えていたのでしょうか。

○委員長 土田政己君 広報広聴課長。

○広報広聴課長 熊崎一弘君 何をと言われて非常に答えづらいのですけれども、行政情報全てについて発信できるものについてはどんどん発信していこうというのを基本としております。先ほど答弁漏れしていると思いますけれども、市内、市外のチェックの関係ですけれども、各都市のホームページ見ますとホームページの一番下にこのページよかったですか、よくなかったですかというようなアンケート形式のものもあります。ただ、今うちのソフトはそこついていませんので、できないのですけれども、そういうのも検討する必要あるのかなとも思うのですけれども、今の運用の状況ではそちらは利用できない状況になっているということを申し添えさせていただきます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 何やるのでも分析って大事だと思うのです。つまりフリーのソフトでそこまでやれないということなのでしょう、きっと。これに力を入れるのなら、やっぱりそれなりのお金をかけて、しっかりとどういうところからどういうアクセスが来ていて、ではどこに対してどう発信するのかという特色は出していけると思うのです。何もわからないで、ただ1年間十何万人が見ているから、それでいいと思っているのか、悪いと思っているのかわかりませんが、それだとただただ出ているだけ。では、例えば言いますが、砂川で土地探しているとしますよね。どこ見ていいかわからないのです。今のトップページからいくとですよ。もしそこに力を入れるのだとすれば、僕は力を入れてほしいと思うのだけれども、またこれは違う項目で質問しますけれども、市内で土地を探そうと思ったときに、きょうの朝ですけれども、やってきたのですけれども、まずそうだなと。ここでトップページから見ていったら、移住情報であるかもしれない。この移住情報をクリックすると、ハートフル住まいるのどうのこうのと空き家、空き地情報と、こう書いてあるのです。これだと思って空き家情報をクリックすると、エクセルです。ただいま該当する物件はありません。全部書いてあるだけ。では、これ空き家はないのだなと。では、次空き地情報行ってみるか。これもエクセルなのですけれども、ただ住所がぱっと書いてあるだけ。その先に何にも飛んでいけないのです。肝心なものは、では市有地の売却とその下にまた出てきたので、これこれと、これ大事だなと思って市有地の売却をクリックしたのです。そうしたら、ログインとなるのです。これログインって何だと。何か登録するものがあつたのかな、ないのかなという感じで、これではつまり何やっているかわからないわけです。今一つの例を挙げただけなのですけれども、本当にどこに向かって、特に市内の方は紙媒体の広報だとか、こういうものが結構あるし、町内に回覧板もよく回ってくるし、もしかすると市外の人がどういうサービスをしているのだろうか、砂川市ってどういうまちなのだろうかというアクセスのほうが私は意外と多いような気がするわけです。そ

んなような意味も含めて、せっかくですから職員が一生懸命やりづらい中で更新しているのかもしれないのですけれども、もうちょっとお金かけてもいいから、わかりやすい、あるいは更新もしやすい、そんなような形にぜひ持っていかれたらどうかというふうには思うのですが、この辺の考え方というのはどうなのでしょう。

○委員長 土田政己君 広報広聴課長。

○広報広聴課長 熊崎一弘君 ホームページの運用につきましては、一番最初入れたときは1カ所集中といたしますが、広報広聴のほうで専門的に入力作業を含めてやって、それから各課のほうに照会かけながらという時代もございました。現在は、各課でそれぞれの行政情報を発信してほしいということで今のシステムに入れかえておりますし、それが経費的には削減できまして、運用コストも非常に安いということで実際導入しているところでございます。なかなかそれぞれホームページの作成する予算もいろいろあります。頼むと相当な金額があるので、こういう選択をしたわけですがけれども、やはり私どものほうでも各課のホームページの作成については年に数度お願いしている部分というのが実際にはあるのですけれども、なかなかその辺の指導は行き届いていない部分は反省しなければならないと思いますけれども、そういうリンク切れですとか、それからそれぞれの同じ課でリンクさせているわけでないですので、別な課のところリンクしながら行っている。それをどう外の人から見れるかというチェック体制が十分でないのが今の移住の関係の、土地の関係のリンク切れだと思っております。その辺は、内部の事務の中で改善できるかなと思っております。全体を通してよりよいもののためにもう少しお金をかける手法、それは随時検討したいと思っております。かかる金額の部分と、それからその後のPR効果、それから外部発信効果もそれら総合的に判断しながら検討を進めていきたいなど。これによしという考え方は持っておりませんので、今後検討できるものについてはどんどん検討していこうと思っておりますので、ご了承お願いしたいと思います。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 なるべく見やすく効果的なホームページを作成されることを望みたいと思っております。あと次に関連する形になってくると思うのですけれども、135ページで情報化推進に要する経費というところで、つまり今もうIT時代でありますから、どうしてもコンピューターでどうのこうのという形にはなってくると思うのですけれども、ただ先ほども言ったように砂川市内ではインターネットを活用されている方々というのは本当に少ないという大前提があると思うのです。その割には、やっぱりホームページでの情報発信というのはだんだん、だんだん充実しているのです。私は、仕事柄砂川市のホームページを見ていけば、ほとんどの情報というのは出してもらえているので、例えば審議会や何かの会議録ももう最初から最後までびっちり書いてありますから、そういう意味ではとても参考になっているのですけれども、ではそういう人たちが市民のどのくらいの割合の人たちが見ているかといったら、本当に限られた人たちということを想像

するにかたくないと私は思っているのですけれども、それってもったいないなと思うわけです。以前は、この中でたしかまだ市内LANや何かを始めたばかりのころに各公共施設に情報端末みたいなものが置いてあって、そんなにたくさん見られたかということでもなかったかもしれないけれども、少なくとも家庭にそういう情報の手段がない人でも役所に来たり、体育館に行ったり、ほかの公共施設に行くとその端末があって、ちょっと見られるということはやっていたのですが、だんだん、だんだん故障をすとかしないとか、余り見られないとかということで、この年度で最後の端末もたしかやめてしまったと思うのです。これというのは、もうこのままずっとそういう状態に置いておくのかどうかということをお伺いしたいのですけれども。

○委員長 土田政己君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 委員さんご指摘のところ、住民用公開端末のご質問だと思いますが、平成23年度に公民館に置いてありました端末を8月までと9月故障のため使用停止ということで、それまでに市役所、市立病院、ふれあいセンター、総合体育館、公民館と設置しておりましたけれども、これについては故障が発生した段階でそのまま撤収するということが行政改革の中で方針として示され、結果的に今全ての端末が撤収されました。これについて新たに今更新する予定はございません。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 ちょうどこの決算年度の23年に課長がお話しになっていた公民館のをやめて、故障になって終わった。そもそも住民用公開端末というのは何のために設置したのですか。

○委員長 土田政己君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 こちらについては、市政情報、当時まだパソコンを所有されている家庭の台数も少ないであろうと。そういった意味では、ホームページの情報を市内の公共施設で閲覧できるようなタッチパネルだったと思いますが、そういったことで情報把握ができるような形ということで設置したものと捉えております。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 なぜやめるように、23年度でそういうふうにしたのか、思ったのが私にはわからないのです。それは、機能がもう十分果たせたというふうにお考えで、これ以降は設置しないというふうな結論に至ったのかどうかをお伺いします。

○委員長 土田政己君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 行政改革で論議された際に利用頻度の問題もございします。そしてあと、やはり各家庭にパソコンが随分普及してきているという状況から、市のホームページについてはパソコンを所有されている方であればご家庭で閲覧できるという、そういった時代の趨勢から、故障に当たってはさらに修繕費をかけるよりもそこで撤収すべきという指針が示されたものと考えてございしますので、情報がよりご家庭の中で掌握できや

すくなった、そういった背景があろうかと考えてございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 どう見るかということでそういうお答えだと思っておりますけれども、どうもホームページをつくってやっていたりと。自分のことを言います。意外と自己満足になってしまう。俺は情報発信しているのだと思うことがあるという、そこに陥ると大変なことになるなと自分で思っているのですけれども、では見てくれる環境が整っていなければ幾ら情報発信したっていったって自分の意図は通じていかないわけですよ。そういう意味で先ほど言いましたけれども、では今市内でどのくらいパソコンって持っているのかというのがあるのです。先ほどの資料ですけれども、アンケート結果で六千何百人でしたか、答えうちの今パソコン持っている人は1,600人で全体の25%。これが多いのか、少ないかといったら、全然少ないと思うのです。しかも、年齢によってだんだん年をとるとともに持っている人たちは少なくなる。若い人が一番多いというのは想像することはすぐできますよね。市の情報を一番関心のある層というのがこの辺に何も無い。ほとんどそういう環境が薄いという状況がある中で、せっかく市としては情報をインターネットで発信しているのであれば、それをやっぱり公共施設なりで見ることができるといふ措置は少なくともこのままゼロでいいかということではないのではないかと私は思うのですが、その辺のことは今の23年度の現状でいいとお考えなのかどうかお伺いします。

○委員長 土田政己君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 住民用の公開端末ということで、一般的には当時はキオスク端末ということでお話をさせていただいたかと思えます。当時私その職を担当しておりまして、各公共施設に設置をさせていただきました。当時は、平成14年の時期ですので、なかなかやはり自宅にパソコンをお持ちの方がいらっしゃるということで、公共施設に市のホームページだけを見れるという情報端末という形で、ほかのホームページ等は見ることができない。いろいろ制限等加えるために、市のホームページだけを見ていただくための機器を設置をいたしましたけれども、施設ごとに利用の頻度はかなり差がありまして、実際的にはやはりその場でホームページを見るということ自体が画面のサイズですとか、そういうのもあったのかと思えますけれども、なかなか見られることがなかった、そういうような状況もありました。それで、行政改革等もありましたので、利用されていないところで、例えば故障が発生した機器については撤収をするという形をとってきたところがあります。課長もお話しいたしましたとおり、一般的にはかなりパソコンが普及してきているというのは私どもも感じてはおりました。ですけれども、実際どの程度それらの情報機器が市民に行き渡っているのか、市民の方が使われているのかというのがなかなかわからない部分がありましたので、今回実際的には若干違うかもしれないですけれども、公共交通機関の利用のアンケートとあわせながら実態を把握しようという形で行ったところでございます。実際的な利用率は、委員おっしゃるとおりかなり低い利用率でありまして、

確かに年齢層が違いますので、年齢層でかなり差もあるところでもあります。実際的な本当の全市民を対象にいたしますと、また若干数字は変わってくるかと思えますけれども、傾向的にはほぼ同じような傾向になろうかなというふうに思っています。ですので、市のホームページは情報発信の量といたしましては広報紙よりもはるかに多い情報量を発信できるというツールではあるとは思っておりますけれども、それが全てだと全く思っておりませんので、それらについて今機器の撤収も行っておりますけれども、それではほかの手段といたしまして、例えば市民の方がそれらの情報にアクセスできる方法がないのか、それらも含めながら市内全体の情報化のあり方も含めながら検討していかなければならないのかなというふうに思っております。市内情報につきましても、例えば通信回線につきましても地区によってかなりスピードが違ったり、そういう状況もありますので、格差があるという形にもなっておりますので、それらの全体も含めながら、どのような形の砂川市としての情報化のあり方も検討しながら、あとは先ほどありましたけれども、ホームページのあり方等につきましても今いろいろなホームページの作成の手法等もあります。例えば他市であればフェイスブックを活用してリアルタイムの情報発信も行っているところがありますので、それら全体を含めながら、現状のシステムを導入したときはこれがベストの形ということで導入をさせていただいておりますけれども、時間がたっておりますので、それらについても検討を重ねながら市民の方に広く情報を広げることができる手段が何があるのかというものを全体的に検討していかなければならないと考えているところでございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 情報化の推進というところでお伺いをしているのですが、今部長がお答えになったことはとても重要なことでして、砂川市内には光回線が入っているところは半分しかないのです。ここをどんどん話していけば一般質問になってしまうかもしれないので、今そのことってすごく重要なことになっているのです。若い方が空知太のほうに部屋を借りたそうなのです。そうしたら、滝川に行こうかと思っているという話なのです。何でと聞いたら、要するにあそこADSLしか通じないところだからなのです。一回光を試した人は、やっぱり遅いのです。それによってせっかく空知太に住もうと思った人が、これ単純な一例かもしれないけれども、工業団地も光入っていないのです。これを本当にそのうちまたちゃんとは質問をしていこうとは思っておりますけれども、すごく大事なことは部長も気づかれているというふうに思っておりますので、今後しっかりとやっていただければというふうに思います。

以上で終わります。

○委員長 土田政己君 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、次に進みます。140ページ、第2項徴税費、ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 141ページなのですが、コンビニエンスストアの収納事務手数料、これ大体どのくらいあったのか、お話を聞かせてください。

○委員長 土田政己君 税務課長。

○税務課長 峯田和興君 コンビニエンスストアの収納の手数料ということなのですが、コンビニエンスストアの収納に関しまして平成23年4月から国民健康保険税を含めた市税について開始をしております。その中で一般会計のここの費目に関する件数としては9,591件の件数であります。また、国民健康保険税の部分を含めると1万2,000件を超えるような状況でございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これって全体からするとどのぐらいになるのでしょうか。

○委員長 土田政己君 税務課長。

○税務課長 峯田和興君 実際口座引き落とし、口座振替している人とかもいるので、なかなか対象ではないような方もいるのですが、口振とかを除いたところの割合としては4分の1程度、25%程度の件数で、当初大体20%ぐらいの予想というところでは、それよりはる程度多かったのかなというような状況でございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これをやった効果が結構出ているのかなというふうに今その数字で感じたのですが、そうなのでしょうか。また、納税のいい方向にこれをやったことによって向かっているのかどうかをお話してください。

○委員長 土田政己君 税務課長。

○税務課長 峯田和興君 この効果というところでございますけれども、効果というところをどういうところではかるかというのもちょっとありまして、実際収納率とかと見るのか、あるいは本当に満足度みたいなところでいくのかというところで、収納率等に関しては収入の面なのですが、実際上がっているところもあるのですが、これがコンビニによる効果が全部かというところでもない部分もあって、なかなかはかりづらいところもあるのかなとは思っておりますけれども、基本的に導入という中では、一般の例えば単身の方が働いている方で銀行とか役所に平日行けないような方ということでは、やはり24時間あるいは365日あいているというようなところのまずサービスの向上という面を第一に考えているところでございまして、そんな中でついでに今まで納めていなかった方もちょっと納めやすい環境になったということで納めていただけるといいのかなと思います。その効果というところで、実際お客様に満足度というところでは聞いていないのですが、収納率というところでは歳入のところなのですが、去年よりは上がっているところで、またちょっと違う策もやって上がった中で、コンビニの部分も多少はあるのかなというふうに考えております。ただ、コンビニの収納についてはやっぱり税目的のところ

で非常に金額が少ないものについては、軽自動車税みたいなところはある程度大分コンビニの利用というのは高いのですけれども、ほかの税金が高いようなところはそれほど普及していないというような実態もあります。

○委員長 土田政己君 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。142ページ、第3項戸籍住民基本台帳費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。144ページ、第4項選挙費、ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これも単純な、147ページですけれども、市長・市議選挙の執行に要する経費の中で、我々にとっても関係のある選挙運動の公費負担金の関係なのですけれども、予算では1,100万円だったのですが、760万円で終わっているのですよね。この辺の要因って何だったのかお伺いしたいのですけれども。

○委員長 土田政己君 選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長 安田 貢君 当初に比べ立候補予定者の方の人数の関係、具体的に選挙運動公費負担金、どのような形で執行されているかということにつきましては、例えば選挙運動用のはがきですとか自動車の借り入れ、自動車の燃料、自動車の運転手の方の報償といったことでの負担金ですので、そういった当初の想定人数より少なかったということとを考えてございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 そうなのかなと思っているのは、議員定数減らしたわけではなかったのです、今回。それで、ただ議員としては大震災があった後だったので、とても自粛をしたり、いろいろなことはしていたはずだったのです。そんな形で400万円ぐらい減少になったのかなと思ったのですけれども、その辺というのはわかりませんか。

○委員長 土田政己君 選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長 安田 貢君 済みません。一部訂正させていただきます。

市長選挙が執行されなかったということでの執行残といいますか、当初予算との乖離ということで改めてご説明申し上げます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 市長選挙がなかったからだけの話ではないでしょう。市長選挙がないからどうなったのですか。それで400万円少なくて済んだということなのですか。

○委員長 土田政己君 それでは、暫時休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時43分

○委員長 土田政己君 休憩中の委員会を開きます。

選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長 安田 貢君 申しわけございませんでした。やはりまず、市長選挙が実施されなかったということで、2人の想定者に対しまして1人の立候補者、そして運動期間も当然1日ということで、その差額がございますし、市議会議員選挙に際しましては例えば16人の立候補を想定している中、16人の自動車燃料費の予算を当初計上している中、供給で支払いの実績については12名であったというようなことなど、市議会議員の立候補された方の人数の少なさ、それぞれの運動の自粛をされた部分も当然あるやに聞いてございますので、そういった点で差額が出ている状況でございます。

○委員長 土田政己君 増井浩一委員。

○増井浩一委員 145ページの知事・道議選挙を執行する予算で、備品購入費があるのですけれども、これは何の備品でしょうか。

○委員長 土田政己君 選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長 安田 貢君 この備品購入費につきましては、投票用紙の読み取り分類機、これが336万円ということで、一式購入しております。その備品代でございます。

○委員長 土田政己君 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、次に進みます。150ページ、第5項統計調査費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。152ページ、第6項監査委員費、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に進みます。154ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 157ページなのですけれども、知的障害者地域生活支援に要する経費で、予算では成年後見人等報酬補助費あるいは申し立て費用補助費合わせて40万円ちょっとあったのですが、これ執行されなくて終わっているようなのですけれども、その辺の要因というか、理由をお伺いします。

○委員長 土田政己君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 橘 正紀君 知的障害者地域生活支援に要する経費の中で、今委員さんがおっしゃられました成年後見人等報酬補助金、あるいは成年後見人等の申し立て費用の補助金というのを予算化をしておりました。40万円ほど予算化をしておりましたけれども、結果的にこれはこういう要綱をつくったわけですけれども、実際に障害者の方がこういう後見人制度を使いたいという方があられなかったというのが現状でございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 最初は、あらわれるだろうというふうに思われて、もちろん予算化されたのだと思うのですけれども、これ何が原因でというか、本当に障害者の方々は必要がなかったのか、あるいは違う要因か何かがあったのか、その辺というのは何かちょっと調べたり、分析してみたことはあったのでしょうか。

○委員長 土田政己君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 橋 正紀君 成年後見制度利用支援事業実施要綱というのをつくっております、確かに。ただ、その周知については地域包括支援センターですとか社協ですとかにこういう制度はあるというのは連絡しているつもりでありますけれども、あと障害者団体等にもサービス事業者等にもこういう制度がありますよということはお知らせをしておりますけれども、実際にこういう制度を使っていきたいということの問い合わせも今のところはなかったという状況でございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これ知的障害者の部分で出てきているのですが、認知症だとか高齢者の関係とかという部分でこれからすごく大事な要素になっていくことだなと思っていたものが一件もなかったというのがちょっと、現状として本当に必要ないということであるならば今のところは心配ないからそれでいいのですけれども、なかったというしかないですね、原課としては。これからもこの補助金制度というのは、ここでなかったのだけれども、続いていけるのかどうかだけちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長 土田政己君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 橋 正紀君 この後見制度につきましては、自立支援法が今年度改正されております。それで、市町村の必須事業ということで規定されておりますので、引き続きこれからもこの制度自体は当然のことながら存続していく必要もあるし、さらにもっと周知をしていく必要があるのではないかというふうに考えているところでございます。

○委員長 土田政己君 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、次に進みます。164ページ、第2項児童福祉費、ございませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。172ページ、第3項生活保護費、ございませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 生活保護費の関係でお伺いをします。

事務報告書見ていくと、高齢者世帯が全体の42.1%、91世帯という事務報告書があるわけですが、この傾向というのは今までとどうなのでしょう。23年度、それ以前はふえているのか、減っているのかということなのですが、その辺まずお伺いします。

○委員長 土田政己君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 橋 正紀君 高齢者福祉世帯、23年度が91世帯ということでございますけれども、昨年の実績から見ますとそんなに変動はしていないという状況でございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 23年度でいいのですけれども、高齢者世帯が生活保護を受けていくという状況というのは、余りピンポイントでなくていいのですけれども、全体的にどういう要素で高齢者で生活保護を受けていくというふうな形になるのか、一部でもいいですから、お聞きしたいと思います。

○委員長 土田政己君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 橋 正紀君 高齢者になりますと、どうしても企業といいますか、そういうところも採用していただけないという状況もありますけれども、あと例えば年金をかけていなかったという方も結構いらっしゃいますし、それと要するに親と一緒に同居していて、子供が相当年配になってしまって、仕事も今までしていなかったけれども、親が亡くなってその収入が途絶えてしまったという高齢者の方もおりますし、あと精神的に障害を抱えた人で入退院など繰り返し、仕事もしていないで収入がなかったという方も結構いらっしゃるという傾向でございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 具体的な話だと、例えば国民年金だけの収入だということになると、満額であっても生活保護の可能性はあるということになるのでしょうか。

○委員長 土田政己君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 橋 正紀君 年金満額いただいても最低生活費に届かないという方も中にはいらっしゃいます。あるいは、年金あるけれども、資産といいますか、収入があるよという方もいらっしゃいますけれども、生活保護を申請される方は国民年金の収入だけではやっていけないという方もかなりいらっしゃる傾向でございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 そこをどうのこうのといってもしょうがないのですけれども、これから高齢者の数がふえていくということとともに、やっぱりこの比率というのが高まっていくのかなというふうな感じはするのですけれども、その辺は原課でいろいろ接していてどんなように思われるのでしょうか。

○委員長 土田政己君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 橋 正紀君 生活保護制度自体は、国の制度のもとで動いているのは確かでございます。最低生活費自体がこれ制度ですから、級地区分によって単価違うのですけれども、意外となかなかいい単価にあるのかなというふうに思いますし、逆に一般の方々が努力して生活して収入を得ている収入から見ると、少し乖離しているところもあるの

かなと思いますけれども、それは制度ですから、それに従ってやっておりますけれども、これは今の制度自体で動いているという方向しかないというのが実情でございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今に関して違う質問なのですけれども、これも同じ事務報告書を見ていくと面接相談件数と申請件数と開始件数というのがありまして、面接相談件数は78件、申請件数が44件、開始件数が33件というふうに、合計ですけれども、そういうふうになっていくのですが、この辺のところというのはこの差ですよ。状況を説明していただければと思いますけれども。

○委員長 土田政己君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 橋 正紀君 面接相談件数78件に対して申請件数44件ということでございますけれども、面接に来る場合は必ずしも生活保護申請をしたいということである方もいないわけで、一般的に生活上の相談といいますか、こういうふうになったらどうなるのだろうかというような形で来る方もいらっしゃいますので、そういう30件ほどの差が出てくるというような状況でございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 つまり今言った30件ぐらい申請までいっていないという方々は、そういう単純にこんなのでどうなのだろうぐらいな相談だったということによろしいのですか。

○委員長 土田政己君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 橋 正紀君 今こういう収入しかないのだけれども、こういう金額で申請になるのだろうか、保護開始になるのだろうかというようなお客さんといいますか、そういう相談者もいらっしゃいます。そういうことでございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 では、申請件数が44件で開始件数が33件、ここの10件ぐらいの申請したけれども開始にならなかったという要因はどんなことでしょうか。

○委員長 土田政己君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 橋 正紀君 申請したけれども、結局収入の道があったということが既にすぐわかったという状況の人は取り下げをしたということでございます。

○委員長 土田政己君 生活保護費、他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。174ページ、第4項災害救助費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時05分

○委員長 土田政己君 休憩中の会議を開きます。

審査を続けます。

次に、176ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費、ありませんか。

多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 第2目予防費の部分での子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業に要する経費ということで、単純に接種人数がふえてきているのかなという気はするのですが、今年度の内訳を教えてくださいと思います。

○委員長 土田政己君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 申しわけございません。内訳、予防接種の内訳ということによろしいでしょうか。

○委員長 土田政己君 ちょっと待ってください。いいですか。

介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 申しわけございません。23年度予防接種、三種混合から小児用肺炎球菌ワクチンまで合計で5,257件の接種数でございます。

○委員長 土田政己君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 済みません。子宮頸がんのワクチンの接種ということで、昨年は中1、62人、中2、65人、中3、86人という数字があったのですが、今年度の状況を教えてください。

〔何事か呼ぶ者あり〕

済みません。もう一度言います。子宮頸がんのワクチンの接種にかかわる数値ということでお尋ね申します。

○委員長 土田政己君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 23年度432人の対象者のうち、初回接種人数が351人ということで、接種率は81.3%というふうになっております。

○委員長 土田政己君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 昨年よりもかなり上がったということで、わかりました。

○委員長 土田政己君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 179ページ、予防費の関係から、保健師活動に要する経費についてお聞かせいただきたいと思っております。

これ事務報告書見させていただいております。この中に保健師または栄養士さんの活動時間等も含めて出ているわけですが、その中で主に保健師の活動としては家庭訪問、健康相談、健康教育、集団健診、介護予防事業ということであるわけですが、その中でも特に家庭訪問については当初の活動計画時間に対して実施率が75.3%であったということでありまして、この辺はどのような要因に基づいてこのような状況になったのか、お聞かせいただければと思います。

○委員長 土田政己君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 平成23年度につきましては、保健師1人が産休、育休ということで1人減になっておりました。平成24年度からは復帰しておりますが、23年度中は1人減、代替の保健師を考えておりましたが、なかなか見つからず、減員体制のまま23年度業務を行ったというところでございます。

○委員長 土田政己君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 1人の保健師が産休にてということで、わかりました。この事務報告書の中で保健師については職員が5名、臨時2名ということでもうたわれておりますけれども、そうすると1名減の中で、総体では6名でこの平成23年度をいろんな形での活動をされてきたということで受け取っていいのか、そのことについてもお聞かせいただきたいと思っております。

○委員長 土田政己君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 正職員が5名、臨時の非常勤の保健師が2名ということでございますので、実人数としては7名でございます。

〔「産休で1名休んだけども、実人数は7名だけど、1名減で6名で活動されたのかどうか」と呼ぶ者あり〕

○委員長 土田政己君 もう一度答弁。

○介護福祉課長 中村一久君 正職員は6名中5名で活動をしたというところでございます。

○委員長 土田政己君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 わかりました。正直やっぱり保健師さん、この事務報告書見ると当然わかるように、かなりいろんな活動というか、健康相談もそうですし、健康教育もそうですけれども、いろんな形で多岐にわたって活動をされているというふうに私は受けとめております。そういった中でたまたま平成23年度については職員6名のうち1名が産休であったということでありまして、そもそも高齢化がどんどん進んでいく中で、なおかつ今ある現状の活動というのを減らすということではなくて、さらにいろんな形の活動が必要であるというふうに私は思っているものですから、場合によってはこれを見たときに保健師の活動をするための人員としてはまだ足りないのではないかとこのように考えついたものですから、聞かせていただいたのですけれども、この辺今後平成23年度の報告に基づいて、今後の活動を考えるとさらなる人員の増ということが必要ではないのかなと思うのですが、この辺の考え方について聞かせていただけないかなと思っております。

○委員長 土田政己君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 保健師の活動につきましては、平成20年度から国保の特定健診というようなこともございまして、業務は年々ふえているというふうに認識しておりますし、また高齢者の方も増加しているところから、そのような対応も含めてふれあいセンター業務全体の中でどのような方向が最も適しているのか見きわめながら、人数につ

いては検討していきたいというふうに思っております。

○委員長 土田政己君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 このことについては、しっかりとした考えに基づいて検討していただければなと思います。何せ結構やっぱり保健師さん、活動見えていますとたくさんの時間を使って大きなたくさんの活動をされているというふう実感しておりますので、この辺を鑑みて努力をお願いしたいというふうに思います。

以上、終わります。

○委員長 土田政己君 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、次へ進みます。186ページ、第2項清掃費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次へ進みます。190ページ、第5款労働費、第1項労働諸費、ありませんか。

水島美喜子委員。

○水島美喜子委員 191ページの緊急雇用創出事業に要する経費というところなのですが、この中で道央砂川工業団地環境整備委託料と商店街交通量・通行量等調査委託料というのがトータルで約1,000万円ちょっと出ているのですけれども、この両方とも委託先と業務内容を教えていただきたいと思います。

○委員長 土田政己君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 まず、1点目の工業団地環境整備委託料でございますけれども、これについては市内の業者の岩佐建設さんのほうにお願いをいたしました。それと、業務内容につきましては、単なる草刈りということではなくて、工業団地内に道路、歩道、それから植樹柵という、全てインフラなのですが、そちらの部分にも長期間の間に雑木、それから雑草、それから道路の上にも生えているという状況もありまして、単なる草刈りではなくて環境整備ということで、不法投棄の部分もちょっとあったようですけれども、これらを整備していただいたという事業でございます。

それと、もう一つ、商店街交通量・通行量等調査委託料でございますけれども、これは札幌のマイクロフィッシュという会社をお願いをしております。こちらのほうにつきましては、中心市街地活性化基本計画が平成19年に認定になりまして、その中の目標数値の一つに通行量調査というのがあります。これをお願いするのを基本として、それだけお願いするのではなくて、せっかくまちなかに立つわけですから、交通量、自動車の通行量ですとか、顧客アンケートといいまして、まちなかに歩く人たちに、消費者に商店街のことをお聞きするという内容まで委託した事業でございます。

○委員長 土田政己君 水島美喜子委員。

○水島美喜子委員 わかりました。

最初のほうの道央砂川工業団地のほうの関係は、地元の業者さんに委託をされていると

ということですが、商店街の交通量等の調査のほう、こちらのほうは札幌の会社さんということで、こういう調査をする場合には何日間だとか、そういう短期の雇用になるのかなと思うのですが、その場合の委託をする場合の条件として、そういう人たちを例えば地元の人をというような条件というのはついているのでしょうか。

○委員長 土田政己君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 この事業は、失業者に視点を当てて、その雇用のつなぎの場ということの事業でございます。労働費に掲載している事業であります。それで、これについてはハローワークを通じて求人をしてほしいという国の指示があります。うちのほうもハローワークに業者を通じてお願いするわけですが、その中には管内の方もいらっしゃいますけれども、受注した後にその業者さんとお話をして、できるだけ市民の方を採用していただきたいというお願いをしております。今回交通量調査の関係では5人いらっしゃったのですが、そのうち2人市民を雇用しているという状況でございます。

○委員長 土田政己君 水島美喜子委員。

○水島美喜子委員 わかりました。

この約1,000万円からの事業を通しまして、砂川での雇用がどのくらいあったのかというふうに見ているのかなと思いますが、難しいですか。

○委員長 土田政己君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 この2つの事業の雇用につきましては、まず道央工業団地の関係につきましては失業者4名を採用しておりますが、市民が3名です。先ほど申し上げましたとおり、交通量関係につきましては5人の失業者を雇用しましたが、そのうち市民が2人ということでございまして、その後これ短期間なものですから、アンケート調査しております。今後の雇用予定はということアンケート調査しておりますけれども、それについてはその時点で伺ったときは全員まだ就活というか、まだこれから就職の活動中ということでお聞きしております。

○委員長 土田政己君 水島美喜子委員。

○水島美喜子委員 この2本の委託料660万円と400万円、例えばこれが公共事業でしたら、結構大きな地元へ落ちるお金ではないのかなと思うのです。それで、こういう緊急雇用創出事業というのは国の事業でもあるのかと思いますけれども、極力地元砂川市内の市民の方が職業につけるような形をお願いしたいと思っております。よろしく願います。

○委員長 土田政己君 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。192ページ、第6款農林費、第1項農業費、ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。196ページ、第2項林業費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。200ページ、第7款商工費、第1項商工費、ございませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 205ページの活性化プラザの管理に要する経費でお伺いをいたします。活性化プラザなのですが、今は委託をしてやっているのですけれども、これ23年度が大分利用者あるいは利用料金が減っているのですけれども、この辺の要因はどのようなのでしょうか。

○委員長 土田政己君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 活性化プラザという部分でいきますと、22年のときは大きなディスカウントというか、3日間くらいで安売りというのですか、そういう貸し館という部分で3日間でウン千人訪れるイベントがあったということと、あと平成22年大きなお葬式があったという部分が大きな要因であるというふうにお聞きしております。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 利用者が23年度、22年度に比べると1万5,000人ぐらい減っていて、そして使用料も60万円ほどが減っているのが事務報告書にあるのですが、この原因をお伺いしているのですけれども。

○委員長 土田政己君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 上のほうの活性化プラザになりますが、主に修学旅行生とか、それからツアーの方の下で賄えない部分の貸し館という部分で使っているケースが多々ありまして、この部分につきましては震災の影響等々影響しているというふうに承っております。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 ちょうど大震災の後で観光客が減ってきた。外国人も含めてなのでしょうけれども、今ちょっとお話あったのですけれども、今の活性化プラザの活用方法というのは大体そういう修学旅行生、もうちょっと詳しく聞かせていただけますか。

○委員長 土田政己君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 ちょっと資料に持っているのが収入の関係の資料なものですから、一番多いのが昼食関係で75%ほど使用料の中で占めております。それと、一般昼食も、一般昼食というのはこれ学生さんではない昼食ですから、これらを入れますと8割ぐらいの収入があるということでございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 つまり下で入り切れない人たちが、上で観光バスや何かで来た人たちが昼食をするという使われ方なのですね。活性化プラザはとてもいい場所にあって、でもだんだんちょっと古くはなってきましたよね。いつかは、あそこにゲートボールでしたっ

け、パークゴルフでしたっけ、そういう使い方もしたのですが、これはもうああいう昼食の使い方ぐらいしかないものなのではないでしょうか。市の持ち物でいい持ち物なのですから、なかなか利活用の方法がないなど。ただ単純に下の食堂が足りないときに上で食べてもらうというのでは何か寂しい感じはするのですけれども、この辺というのはいないのですか。

○委員長 土田政己君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 先ほど答弁申し上げた昼食等々が中心でありまして、前もパークゴルフですか、やっていたということもあります、今職員2人ということもあります。それで、活性化プラザ自体に専門の駐車場というのがこれございませんで、その辺のところもいろいろ影響して、管理の面で今は大型バスが来た正面の駐車場から上がっていただいて使っていただいているという状況でございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これそもそも活性化プラザというのは、どういういきさつでできたものなのではないでしょうか。

○委員長 土田政己君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 活性化プラザ、当初は1階部分が民間で、上が砂川市ということで、いわゆるPFIという、当時はそういう考え方がなかったのですけれども、先駆的な、先進的な取り組みで民間といわゆる役所が一体となって建設されたと。当時は12億円ぐらいでやったのです。それで、当時は高速道路で休憩していただくということで、当時の運輸省から、道の駅ではないのですけれども、旅の宿というような指定も受けた形で看板をかけてやっていた経過がございます。そういうモータリゼーションの発展とともに、現在この空知管内といいますが、全道的にも180万も超えるような利用があるというのは観光客導入施設の中ではトップの地位を築いているわけございまして、砂川地元のホリさんを中心とした企業等も入って地域経済の中心的な役割も果たしているということで、砂川市としては道立子どもの国の出入りもございましたし、また高速道路につくられて、Uターンできて、おりない形で利用されると。現在ピラミッドの中にも30万近い方が来ていますけれども、無料の道立子どもの国の観光客はカウントされていないので、かなり多くの方が利用しているということで、砂川市の観光の目玉にもなっておりますので、大きな取り組みをしたということで位置づけて観光のPRの窓口の一つとはしている。今後は、ここに来ているお客さんを何とか市内に導入するためにも、いろいろな簡易インターの要望をしているというような状況でございますので、今後はいかにこれらの方々にもっともっと来ていただいた形で利用されるか、そういうところで商品の購買がされるということで、指定管理のハイウェイ・オアシス、管理会社のほうにも協議をさせていただいておりますけれども、こんなような形で活性化プラザの利用が今後も図られているということで、大いに期待をしているところでございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 聞いていることとちょっと答弁が違ってはいるのですが、あのままだったら、例えばスマートインターあいてもどうなるのでしょうか。より魅力のあるホールというか、あの場所として使っていけるのかどうかということだと思っております。現状は、今下の食堂で余った人たちが上に行っているという状況だけですよね。これ市長、活性化プラザというのはこのままどうしようもないのですか。毎年200万円ずつ指定管理者というか、お金を払っているわけなのですけれども、もうちょっと何か、いつかはあそこをちょっと宿泊施設にしたらどうかとかなんていうアイデアもあったりもしたのです。立地としてはすごくいいところで、使い方によってはまだまだ生かせるのではないかと私は思うのですが、この辺は市長は何かいいアイデアというのはお持ちではないのでしょうか。

○委員長 土田政己君 市長。

○市長 善岡雅文君 2階部分の所有が砂川市ということで、正直に申し上げますと立地条件考えるとコンベンションホールの的に使うというふうに当時は聞いておりました、交通アクセスからいくとバス路線が高速のバス路線は通るけれども、一般のバス路線が通らないと、これは完全に車で来る人しか来れないような状況のところ、いかがなものかなというのは若かりし私は単純に思っておりました。どういう意図で決定したかは、今市長になってからは私一応管理会社の役員というのか、市長がなっているものですから、大分中央バスの方に責められるのです。もう少し市のほうで上のほう、当時は民間で、でも背が低いから上に足して見ばえよくして市がやりますと言ったのにというふうに私は怒られております。それで、何とかスマートインターもなかなか難しいのかもしれないのですが、頑張っている最中ということで、それも踏まえながら何か方法を、このまま200万円ずつ出すのが一番、行革の論理からいうと最低限の額しか出していないものですから、かなり運営会社に見たら厳しいという話は聞いているのですが、何らかの形の方法はやれないのかというのは会社のほうとも話していますので、ちょっと担当のほうでもう少し詰めて、現代風にアレンジすると一体どういうところで成功している例が、ちょうど高速道路に接しているものですから、例えば本州の例でいくと、うちでは無理ですが、サービスエリアに温泉をつけると人がすごく来るようになって活性化したというのは聞いているのですが、北海道の一番最北のここで本当にそれが機能するのか。恐らくは、通り過ぎて本格的な温泉のほうに行く通過型が多いというのもございますけれども、これは一例ですが、みんな苦労しながらいろんな方法を検討しているというのがあるので、それは商工のほうにちょっと少し検討していただかないと、本当に最後までいっていいのだろうか。恐らく改修費もそのうちもうそろそろ改修していただきたい。上のほうは市のものでということにもなる時期が本来は来ているのだろうというふうに思いますから、少し結論は別にして検討させていただければというふうには思っています。普通の検討ではなくて、公務員がよく使う検討ではなくて、いずれ直面する

場所に来ているというのが現実でございますので、その辺でご理解をいただければというふうに思いますけれども。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 普通の検討というのは、やらないという意味の検討ということですよ。そうではなくてとおっしゃったわけですね。実は、あそこ借りようとして一回思って、いろいろ状況を見ていくと、だだっ広い部屋が間仕切りができるだけで、ほかに小さな小部屋みたいな、例えば控室になるようなとか、水回りとか、本当に何も無いのです。先ほどコンベンションという形だったのだろうけれども、それにしても例えば講師がいる場所だとか、ちょっと着がえをする場所だとかということも全くなくて、残念ながら今みたいに昼食の人たちに来てもらうしかないのかどうか、市長もああ言っていますので、原課のほうで何とかできれば本当に位置としてはいい位置にあると思いますので、より活性化できるような方法を考えていただければと思います。

以上です。

○委員長 土田政己君 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、次に進みます。206ページ、第8款土木費、第1項土木管理費についてありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。206ページ、第2項道路橋梁費、ございませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次進みます。214ページ、第3項河川費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次進みます。216ページ、第4項都市計画費、ございませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 公園の維持管理に要する経費でお伺いをするのですが、ここには巨大水車のあるこもれ日の広場というのでしたっけ、あそこ。

〔「流れのプラザ」と呼ぶ者あり〕

流れのプラザ、あそこの維持管理費というか、要するに巨大水車を動かしたり、その周辺の水で遊ぶというような、そういう維持管理というのは入っているのでしょうか。

○委員長 土田政己君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 流れのプラザにつきましては、請負金額、委託料でございますけれども、189万円ということで委託させていただいております。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 維持管理しているのですが、巨大水車というのは回っているところを見たことがないのです。最初のころは日本一の水車をつくるとかと言って、すぐ何か

日本一ではなくなってしまうみたいなのですけれども、1年に1回だけ動くのが私たちがやっている手打ちそばのときに無理やり動かしてもらうのですけれども、あれはちょっとやっぱりせっかくつくったものだし、その下は子供たちが水遊びができるようなことになっているのです。その日は、子供たち水遊びしているのです。これ何とかせっかく目玉でつくったものですから、この189万円の中では当然動かす経費というのは含まれていないのですよね、今は。

○委員長 土田政己君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君 流れのプラザの水車につきましては、この委託費の中で稼働する賃金は入ってございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 入っているのなら、何で動かしていないのですか。

○委員長 土田政己君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君 本来でしたら、使用している期間動かせばいいのですけれども、これには多少電気とか、滅菌器、これ使用して地下水をくみ上げて、滅菌器でろ過して、その水によって動かすような仕組みでございましてけれども、滅菌器の修理、これにも結構費用かかるものですから、従来土日は動かしていたのですけれども、そういった費用の面でなかなか動かすことができないと。何かの行事のときに動かしたいと、このように考える次第でございまして。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 維持管理で入っているのに動かしていないと。それ何か変じゃないですか。不用費にしているということですか。あれは、動く結構いいものです。1年に1回動かすと壊れたりするのです、油切れしていたりとか。やっぱりああいうものをつくった以上は、ある程度動かすと。せっかくあそこはたしか一番最初にカルバートというか、上にああいうふうにしたかんがい溝でも何かに入っていました、何とか名所か何かに。必ず巨大水車というのが出てくるわけです。よく言われるのです、あれ動かないねと。いや、動かないですねという話なのですけれども、せめて夏休み分ぐらい、イベントといたってほとんどやっていないではないですか。我々のイベントしかないのだから、年に1回しか回らないという。やはりせっかく有効活用してよりかんがい溝を知ってもらおうという流れのプラザですから、それなりの活用の仕方というのはされたらどうかと思うのですけれども、来年は回りますでしょうか。

○委員長 土田政己君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 現在189万円ということでお話しさせていただいた委託の中身でございまして、園内の清掃、これ2万9,539平米で年2回ほど、それからトイレの清掃、それから草刈り等を行っているところでございまして、今このようなお話がございましたので、動かす回数につきましては夏場だからというようなことにつきましては、

お盆の時期だとかというようなことにつきましては、委託費の中で検討していきたいと思  
いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長 土田政己君 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に進みます。220ページ、第8款土木費、第5項住宅費、ありませんか。  
ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に進みます。228ページ、第9款消防費、第1項消防費、ありませんか。  
ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。230ページ、第10款教育費、第1項教育総務費、ありませんか。

多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 教育総務費の中の教育委員会の運営に要する経費ということで、委員  
報酬が4人から5人になった経緯と、それから費用弁償のほうが5人になったにしても、  
昨年度より少し多くかかっている部分があるので、その辺の内容について聞かせていただ  
ければと。

○委員長 土田政己君 学務課長。

○学務課長 和泉 肇君 まず、委員報酬の関係でございますけれども、委員につきまし  
ては教育長含め5人いらっしゃる。この中で報酬を支払っているのは4人の委員さん  
ということで、委員さん4人に対して報酬を支払ってございます。

交際費の件ですけれども、これは例年10万円を計上してございますが、ほぼ毎年使い  
切るような状況でございます。

○委員長 土田政己君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 交際費については聞いていないのですけれども、費用弁償のほうが2  
万8,660円から17万3,290円に上がった理由について教えてください。

○委員長 土田政己君 学務課長。

○学務課長 和泉 肇君 費用弁償につきましては、委員さんが会議の際に見えられたと  
きの費用弁償及び旅費に相当する部分でございますので、例年教育委員さんは全道教育委  
員さんの研修会議がございまして、その行き先によりまして旅費の部分については変動す  
るものでございます。

○委員長 土田政己君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 ということは、昨年よりもことは遠いところに行ったとか、そうい  
ったことで理解してよろしいですか。わかりました。

○委員長 土田政己君 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。232ページ、第2項小学校費。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 少年自然の家の宿泊学習の関係でお伺いするのですけれども、小学校費ですよね。いいですね。237ページ、違いますか。いいですね。

○委員長 土田政己君 いいです。小学校費いいですよ。

○小黒 弘委員 少年自然の家の宿泊学習交付金、これって少年自然の家でないと出ないお金なのですか。

○委員長 土田政己君 学務課長。

○学務課長 和泉 肇君 基本的には、例年各学校において少年自然の家の宿泊に関する経費を見てございますので、少年自然の家の利用を促してございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これどうして、多分よその学校だったら宿泊学習ということですよ。少年自然の家ばかりでなくて、違うところにもということにはなると思われるのですけれども、砂川の場合はどうして少年自然の家だけなのでしょう。

○委員長 土田政己君 学務課長。

○学務課長 和泉 肇君 基本的に小学校の宿泊学習ということでございますので、余り遠くには行かないという状況の中で、砂川市内にそういう自然に恵まれた環境を有する施設があるということから、当施設の利用についてを促しているところでございます。

○委員長 土田政己君 小学校費、他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。236ページ、第3項中学校費。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 一遍に聞けると簡単だったのですけれども、中学校での宿泊学習的な費用というのは、この23年ではあったのでしょうか。

○委員長 土田政己君 学務課長。

○学務課長 和泉 肇君 中学校におきましては、2年生が1泊の宿泊学習を実施してございますが、市教委といたしましてはその経費については支出しておりませんので、保護者の負担において実施されてございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これ小学校ではお金が出ていて、中学校では丸々保護者が出すという、ここら辺のところはなぜ教育委員会は多少なりとも補助なり助成なりはされないのでしょうか。

○委員長 土田政己君 学務課長。

○学務課長 和泉 肇君 小学校におきましては、教育課程上実施すべきものと、そういう位置づけから、砂川市におきまして、市教委といたしましても経費負担をしてございま

すけれども、中学校におきましては義務的なものではなく、あくまで学校の任意ということで実施されているものでありますので、保護者の負担において実施をお願いしているところであります。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 小学校の場合は少年自然の家を使うからということで、中学校はそこを使わないからということで保護者の負担なのですよ、全額というふうにお答えになったのですか、今。

○委員長 土田政己君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 小学校の宿泊学習の関係につきましては、先ほど課長も答弁したとおり、砂川に少年自然の家という施設と、それと自然環境にすぐれた子どもの国があるということで、これらについては中空知の5市5町を含めて誘致をして実現をした施設でございまして、これらを地元として有効に活用していきたいということで、基本的に政策的に子供たちも自然体験、小学校についてはやはりそういう自然体験が大切な時期だということで、こういった部分については教育課程上もしっかりとした位置づけもございまして、市で費用を負担してでも利用をしていくような政策として、形として予算措置をしているということでございまして、中学校、小学校においてもこれ社会科見学ですとか、いろんな部分行ってございすけれども、そういった部分については費用負担をいただいております。そのほか教科として総合的な学習ですとか、そういった部分に取り組むといった場合については、そういった係る費用の部分についてはそれは予算の枠がございすけれども、各学校に配当をさせていただいておりますので、交通ですとか、そういった部分の費用ですとか、そんな部分についてはそういう教育課程上の位置づけとしてされた場合についてはそういう利用ができるという形はとってございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 意外と中学校での宿泊学習というのは、意味のあることだと思うのです。例えば札幌あたりからだと砂川とかこの辺に来て、ヨット、カヌーだとか、そば打ちやってみたりだとかいろいろな体験やって帰っていくわけですがけれども、例えば中学校でもやるかやらないかは別だけれども、少年自然の家を使って宿泊学習をやるとなったら、市のほうもある程度補助をするという考えはあるということなのですね。

○委員長 土田政己君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 これかつて中学生も宿泊学習という部分のところでは少年自然の家を使ってやっていたのですが、中学校の部分についてはそういった自然の家という部分のところについてはどうしても小学校でもう既に体験をしているのでなじまないということで、これは中止をしてございます。ただ、父兄負担の部分のところでは考えていただきたいのは、いわゆる教育課程上必要なものであっても修学旅行ですとか、本人が負担すべき費用というのはやっぱり保護者の皆さんに負担をしていただく。社会科見学もそうですし、

修学旅行なども父兄負担をいただきながら実施をしているということでございますので、位置づけとしてはそういう部分ですみ分けをさせていただきます。

○委員長 土田政己君 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、次に進みます。242ページ、第4項社会教育費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、次に進みます。248ページ、第5項保健体育費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次進みます。252ページ、第6項給食センター費、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、次に進みます。256ページ、第11款公債費、第1項公債費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次進みます。258ページ、第12款諸支出金、第1項過年度過誤納還付金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。258ページ、第2項特別会計繰出金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次進みます。260ページ、第3項開発公社費、ありませんか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

いや、ほとんど誰もいないから、手挙げたり、そうです。手を挙げれば発言できます。第3項開発公社費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、次に進みます。264ページ、第13款職員費、第1項職員費ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。268ページ、第14款予備費、第1項予備費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次進みます。270ページ、第15款災害復旧費、第1項公共土木施設災害復旧費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。270ページ、第2項その他公共施設・公用施設災害復旧費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて歳入に入ります。517ページから財産に関する調書を含め質疑ありませんか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

それでは、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 0時56分

○委員長 土田政己君 休憩中の会議を開きます。

先ほど言いましたように、財産に関する調書を含め歳入、一般について質疑をお願いいたします。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それでは、歳入のほうで何点が質問をさせていただきたいと思います。

まず、最初は市税に関してなのですけれども、これは収入率が前年と比較しますと現年、滞納繰り越しともアップをしていて、それで何と収入率99%という数字が出て驚いたのですけれども、これは相当努力をされた結果かなというふうには思うのですけれども、この辺はどういう頑張りをしてこうなったのかをちょっと教えてほしいと思うのですけれども。

○委員長 土田政己君 税務課長。

○税務課長 峯田和興君 市税の収納率についてのご質問でございます。平成23年度の収納率の関係についてなのですけれども、従来収納率、当然税の公平さというところでは収納率100%というところを目指すというところが本来の姿なのですが、なかなか現実的にそうもいかない中で、いろいろ対策というところではやってはきているのですが、特に平成23年度においては財産とかがある人、預貯金とかの財産調査等をある程度強化しながら、そこで財産があるにもかかわらず、納付に誠意が見られない、納めていただけない、あるいは本当に督促あるいは催告等を何度出しても全然音沙汰がないような人に関して、ちょっと財産がある中で納めていただけない方については差し押さえの実施というのを実際前年度より多くやったような実績もあります。そんなものとか、あるいは先ほどのコンビニというところもそんな大きな要因ではないのかなと思いつつながら、一つの納税環境の改善というか、向上というのも一つにもあるのかなと。そんなものを加えながら、ある程度納税者の方に促しながら納得というかいろいろご理解をいただき、納めていただいた結果として、現年度については99%というようになちょっと高い収納率になったというような状況でございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 99%を超えていくと。特に市民税の個人なんていうのは、今まで99なんていう数字は見たことがないので、これってなっていくとこれを超していくということがつまりあとはどういうことをするとというか、前年に対しての税金になるわけだから、前年収入あっても次の年はとかといろいろ事情はあるのだと思うのです。そういうふうになっていったときに、それは100%がというのは今課長がお話しになったけれども、要するにもうそろそろ取れる限界まで来ているのかどうか、まだ努力ができるのかということを知りたいのだけれども、それと僕らにしてみればこれしか見えていないので、他市町

はどんなものなのですか。みんなこのぐらいで頑張っているか、こういう数字がでているのかどうかをお伺いしたいのですけれども。

○委員長 土田政己君 税務課長。

○税務課長 峯田和興君 大きく2点のご質問なのかと思いますけれども、今後これからまだできるのかというような話でもありますけれども、実際その前から比べて結構平成23年度収納率ある程度高い状況ではあります。ただ、過去には結構今と同様高い時期もありました。我々としては、やはり公平性というところである程度みんなの方に納めていただく。本当に納税の義務というのは非常に大きなものと考えております。ただ、実際問題としてこういう景気というところでは非常に厳しい問題もあるし、なかなかよくやっぱり対策を強くやればやるほど苦情というか、お叱りというか、そういうようなものも実際多くなってきているのも現状でございます。ただ、当然公平性というところに非常に力点を置きまして、今回の部分を維持していくというような取り組みは継続してやっていこうかなと考えております。また、他市町の状況ということで、平成23年度の全道の市の状況でいきますと、現年度については全道第3位と滞納繰り越し分としては第23位、現年、滞繰合わせると11位というような状況でございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 ちょっと聞こえづらいのですが、全道3位とおっしゃったのですか。何と何で全道3位だったのか、もう一回ちょっと済みません。

○税務課長 峯田和興君 大変失礼しました。現年度部分、23年度かけた課税に対して全道第3位、過去の部分の滞納繰り越し分が第23位で、現年と滞繰合わせると11位というような実績でございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 全道市町村の中でという意味ですか。

〔「市で」と呼ぶ者あり〕

市の中で。さっきも聞いたのですけれども、ほかのまちって大体この周辺でいいのだけれども、そんなのありますか。どのぐらいのものなのか。

○委員長 土田政己君 税務課長。

○税務課長 峯田和興君 市に限って、空知のこの辺というところの部分でいきますと、滝川市でいくと現年度97%、夕張市98.2%、これも現年なのですから、あと高いところで深川市が98.2%、岩見沢市で97.3%というような現年度分の状況でございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 ここまでくると、あとの取れないところというのはどんな状況なのだろう。相当やっぱり事情があったりとかということなのかどうなのか、その辺もちょっと聞かせてほしい。

○委員長 土田政己君 税務課長。

○税務課長 峯田和興君 我々も過去からずっと収納対策ということでやっております。それで、23年度もある程度財産調査とかを強化しながら、最終的に一方的にやったりというような、差し押さえというところもやっています。その前段納税についての督促状なり催告書、あるいは訪問によるものとかいろいろやっている中で、現状の部分でございます。そんな中でなかなか実際こういう景気でもありますので、やっぱり結構非常に大変な世帯の方もいらっしゃるというのが現状でございますし、そういう方については分納という形でもなるべく納めていただくというような努力をしています。また、本当に納付相談にも来ないとか、こちらから行ってもなかなかいらないとかという方もいまして、そういう方も結構いらっしゃるんで、その辺の方についても非常に対応に苦慮しているところでございますので、今後の対策としてある程度従前同様強化をしていく中に、これより先さらなる向上というところではちょっと難しい状況もあると思いますので、その辺について本当に納税していく皆さんに、いろいろ税金というのは大事だというようなことを訴えながら納付していただくというようなことを進めていこうというような考えでございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 関連してですけれども、市営住宅の使用料についても22年は98.75が23年度になれば99.48と数字が出ていますよね。これも市営住宅というのはいろんな人たちが住んでいて難しい面もたくさんあると思うのですけれども、その中で99.48ということ、本当にすごいなというふうにも思うのですけれども、この辺も同じようにさっき市民税で聞きましたけれども、どんなようなことをしながらこういう数字が出てきているのかというのをちょっと聞きたいと思います。

○委員長 土田政己君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 住宅の使用料につきましては、現年度分でいきますと99.48%と22年より約0.6%ほど上昇しております。滞納する方の原因というのは、やはり市税と同じでして、不況が続いている中で会社が経営悪化で解雇になったり、給料が下がったりですとか、長期間失業している方とかいうことで収入が不安定となって滞納に至るケースが大半でございます。その対策といたしましては、団地ごとで担当者を決めまして、毎月月ごと滞納されている方には督促状を発送したりとか、あと2か月以上滞納された方には電話連絡したり、戸別訪問とか、伺ったり、あともう少し長期になりますと市役所のほうに来ていただいて面談したりとか、6か月以上になると保証人に対して督促を送ると。もう少し悪質とか、滞納が長期にわたっている方には内容証明郵便で催告書を送付したりとか、そのような対策をとっております。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 市民税、それから今の住宅使用料ともにそうなのですけれども、これは

やっぱり人によって変わるかもしれない。その担当職員によって変わるのではないかなという気もしないでもない。つまりそれではまた困るのです。上手な取り方する人とか、でも組織全体としてはそれでは困るのだろうなというふうに思うものですから、これってどうなのですか。もう今砂川市としては、この市民税にしても99%以上、あるいは使用料に関してももうほぼ100%に近いぐらいのところまで来ているという、これは人によってこうなったものなのか、それともシステムというふうな形でもうでき上がって、つまりもうこれが維持できるかどうかという意味ですけれども、この辺はどういうふうに考えていけばいいのでしょうか。

○委員長 土田政己君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 やはり担当者が何年かしたらかわったりとかありますので、それぞれ担当者なりの工夫とかもあると思うのですけれども、その辺きちんと十分に引き継いでいって、どの担当者でも粘り強く面談したりとか、そういう努力を重ねていってやっていかなければならないことだと思っております。

○委員長 土田政己君 税務課長。

○税務課長 峯田和興君 市税の部分なのですけれども、市税についても過去の部分からいろいろ対応する中にそれぞれちょっと対応の部分が従前よりは大幅に厳しく、強くというような対応を進めてきております。これについては、当然地方税法にものとしてやっている部分でありまして、ある程度やるというところでは問題ないところでありまして、大分納税者も公平性というところに非常に関心が高いところでありまして、今後も今の対応を引き続き行うというようなところを続けながら、あとは納税者の皆様方にきっちり税の大切さということで納めていただくというようなことと考えております。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 全道3位なんていうことになると、今度はしゃにむにそれを維持しようとかということになって、余にも無理やりふんだくってこられるというのもまた困るといえば困ることなのですけれども、これはとにかく先ほどから話されているように、税の公平という形でいけばこういう数字は維持していってもらいたいというふうには思います。

次に行くのですけれども、41ページの交付税に行きます。この交付税の中で震災復興特別交付税というのが予算ではなかった1億5,400万円ほどが入ってきているわけですが、それと特別交付税あわせてお伺いします。予算では3億8,000万円が決算では6億3,000万円ということになっておりますけれども、それぞれ要因をお伺いしたいと思います。

○委員長 土田政己君 広報広聴課長。

○広報広聴課長 熊崎一弘君 特別交付税と震災復興特別交付税の関係でございます。特別交付税予算3億8,000万円という数字が当初予算でございました。これについては、交付税制度の改正がある予定で、特別交付税と普通交付税の割合1ポイント6%が5%に

なるという情報の中で予算措置をしたわけですけれども、それが6%のままの状況で特別交付税の全体の割り振りになったということで、通常の年と同じような算定の中でプラスアルファになった部分と、それからその都度、その都度特別な事情があるということで申請をしているところがございますけれども、その中で算定された結果としてこの金額になっております。当然その中には、病院の救急に関する部分も含めて増加しているところがございます。震災復興特別交付税につきましては、中・北空知のごみ処理の建設にかかわりまして、当初は中・北空知の連合で起債をして建設するという予定だったものが市町村補助金の種類によりまして、構成する市町村が特別交付税を受けて、それを負担金として支払うような補助制度の中にのっとって中、北空知のごみ処理の補助金を受けたところから、その裏の部分として市町村が交付税を受けるということになりましたので、当初うたっておりませんでしたけれども、補正をしてこの金額が23年度決算になったということでございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 わかりました。震災復興のほうは中・北のほうの関係だったのですね。わかりました。ただ、ちょっとわかりづらかったのは特別交付税、予算の段階で3億8,000万、これは今までの経験則から3億8,000万ぐらいだろうと予算で立てたのだと思うのですが、ところが決算では6億3,000万ということになって、多くもらえたのだからいいのだけれども、予算での見込みといい意味で狂ってくるということをもう一回何がどうあってこれだけふえたのかというのをお話しいただければと思いますけれども。

○委員長 土田政己君 広報広聴課長。

○広報広聴課長 熊崎一弘君 通常年でありますと4億5,000万ほどの予算を立てておりまして、その後の需要の中で1億ぐらいの増加が、約5億5,000万ぐらいが全体として特別交付税を受けておりました。その差、当初の3億8,000万と4億5,000万、7,000万ぐらいの差は制度の中であつた部分でございます。残りの1億8,000万が通常の年よりは多いという部分につきましては、これについては先ほどもちょっと触れましたけれども、病院の救急医療に関する部分が非常に大きく影響して、プラスアルファになったということでございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今の交付税の関係についてはわかりました。

歳入について最後なのですけれども、89ページでお話を聞きたいのですけれども、歳入では皆さんの頑張っているお話ばかりという感じがあつたのですけれども、今度財産の収入についてお伺いするのは、ごめんなさい、88ページ、89ページです。不動産の売却収入でお伺いするのですけれども、平成23年度は収入済みが67万6,000円というとても情けない数字になっているのですけれども、まずうちでお金になるような土地と

というのは幾らぐらいあるのかというのはこれわかるものですか。

○委員長 土田政己君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 土地の売却可能という点での未利用地ということでご質問だと思いますが、本市におきましては普通財産の中におきまして売却可能と考えている未利用地は約10万平米と考えてございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 本当は10万平米で大体どのぐらいの価値があるのかというのまで聞きたいのですけれども、今持っていますか。

○委員長 土田政己君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 申しわけございません。この土地の価格については、土地評価額が近年毎年約4%から5%下がるというようなこともありまして、現時点で売却したとした場合の額が幾らかということについては押さえてございません。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 本当は知っていたいところではあります。今回特に1年かかって六十数万円分しか売れていないということなのですけれども、まだまだこれから売っていかねばならない土地がたくさんあるわけです。そもそも売買可能な未利用地というのは、どこの課が売買の担当になるのでしょうか。

○委員長 土田政己君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 普通財産の管理という点では、総務課で所管してございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 財産の管理はわかっているのだけれども、売ろうとしなければいけないわけです。未利用地を。前からも言っているけれども、砂川市は今どんどん土地開発公社から土地を買ってというぐらいのことをやっているわけで、それから公営住宅もだんだん小さくしていきますから、残った土地がいっぱいあると。これを何とかしていかないとだめだという意味からすると、未利用地を売る人たちは一体誰が中心になって売ろうとしている今の組織なのでしょうというお伺いです。

○委員長 土田政己君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 土地開発公社から購入している土地に関しましては、総合的な企業立地の観点で商工サイドのほうで、これパンフレット等周知宣伝となっておりますけれども、それ以外の土地、未利用地につきましては総務課のほうで売却の所管を担当してございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 特に総務課のほうでお伺いしますけれども、どういう戦略を立てているのですか、土地を売ろうとすることについての。

○委員長 土田政己君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 まず、土地売却に当たりましては、当市の場合、公募売却が基本でありますから、公募ができる状況をまずつくり上げまして、そしてホームページでの周知宣伝、さらには広報紙での周知宣伝、売却可能となった段階で看板、売り地であるというものもすぐ立てるようにしてございます。そういったことで売却の促進を図ってきている状況でございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 またホームページが出てくるのですけれども、さっきは一部触れましたけれども、今回は市有地のどこが今売り出しがあるのだろうと思ってホームページを見ていくと、まずトップではどこにもわからないのです。そして、私は議員ですから、総務課だろうと。組織、仕事から総務課に入って行って、多分持っているところは契約管財だろうから、では契約管財に行って、やっと契約管財のところに市有地の売却という言葉が出てきて、そこをクリックすると出てくると。これは、普通の人だったら絶対見ません、私だから見れるわけで。今も言ったとおり公募がメインだと。公募するためには、どこをどう売っているのかをまずみんなに知らさなければならぬわけですね。もちろん広報にも年1回は出ます。その次に出てくるのがホームページです。でも、ホームページはさっき言ったように、私知っていてもそこまで行かなければ出てこないという状況です。これで本当に市有地を売ろうとする気があるのかというふうに私は思います。今それこそただでもとか、あるいは1平米100円でもとか、それでもいいからとにかく人に住んでもらいたいという発信のところがたくさん出てきているのです。札幌に近い、例えば由仁でも、どこでしたか、この前かなり安い土地を販売するというようなこともありましたよね。南幌でしたか。もうそろそろそんなことでもしなければ、どんどん、どんどん財産、これ売ってくれば財産になるけれども、そうでなかったらただ土地持っている人だけということになるわけで、高いのではないかと思うのです、今販売価格が。実勢価格というのと比べれば、例えばうちの晴見団地に前の道営住宅の跡があるのですけれども、あそこそれこそホームページで見ると坪2万5,358円するのです。これでは、あそこの近辺今売りに出ても本当に200万でも売れるか売れないかというぐらいな感じなのです。近くにあるところは、もう完全に2万円切っても売れない。これではいつまでたっても売れないだろうと思うのです。これせめて実勢価格というのは、いわゆる販売価格まで落とすか、あるいはもっと思い切った政策っぽいものを出せないものかなというふうに思うのですけれども、そういう考え方というのはないのでしょうか。

○委員長 土田政己君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 本市の土地売却価格の基本的な設定の考え方につきましては、地価公示相当価格で売却と。これが固定資産税評価額に対しまして、それを固定資産税評価額を0.7で割り返して、いわば地価公示相当価格を設定して、それを基本に売却価格といたしておりますけれども、場所で例えば近隣地で売買実例があれば参照にするという

ようなことも含めて価格の設定については検討を重ねております。ただ、極めてこういった流れで来ている中、正直売れていないところについては今年度さらに10%下げたという土地も一部ございますが、価格については今後も基本、地価公示相当をベースに売買実例、鑑定評価のあったような実例などをもとに算定決定してまいりたいと考えてございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これは、もう市長にはぜひお伺いしたいのですけれども、本当にこれ市有地どうするということなのです。原課の答弁なら、もうここまでしかないですよ。どこかでちゃんとラインを引いてこなければどうしようもないわけだから、あとは政策なのだと思うのです。市長の政策として、今どんどん、どんどん土地が余ってきています。もっとも人口も減っていくわけです、これから。そういう中でせめて売りやすいような市有地をどういう政策をもってしてこれから売っていかうとするのか。今みたい私が言ったように、市長のすぐ家の前ですけれども、あそこが坪2万5,358円で売れるかというところ。もうとても無理だと思うのですけれども、こういう状態がずっと続いているのです。何年間も見てきているけれども、同じです、さっき言ったように10%下げたというのはもっと違う場所だと思うのだけれども、こんなことでは、武士の商法どころではなくて売る気も何もない。自分の懐に関係ないから置いておこうかというふうな意味合いにも私はとれるのですけれども、市長はこの辺のところどのように考えていらっしゃるか、ぜひお伺いしたいと思います。

○委員長 土田政己君 市長。

○市長 善岡雅文君 小黒さんの言うとおりで私も思っておりますけれども、場所によるのですけれども、本来高くてもいくところだったら、幾らでも入札で入ってくると。これ砂小の横も同じだと。だけれども、それ以外に残っているのは従来から売れない土地で、それを売買実例なり固定資産の評価から追ってくることは全くナンセンスだと私は思っております。それで、担当のほうにもそんないかげんなやり方もうやめると。現実には、もう一般財源を稼ぐためにはある程度売れないところと、利活用のないところは地先にやってでもいいと。草刈りの金をかけるなという話をしておりますので、今度は見直してある程度の値段で考えて土地の値段を設定してくれるものというふうに私は思っておりますけれども、何ら小黒さんの考え方と私の考えは変わっておりません。聞かれましたので、一応考え方を言わせていただきました。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 ちょっと市長、あなたは市長だから、そんな言い方しないでください。何でそんな言い方しないでと言うかといえば.....

〔「現実にはそういう指示をしたということで.....」と呼ぶ者あり〕

だから、何ほども去年からだって指示できるわけです、あなたは。

〔「ことしになってからです」と呼ぶ者あり〕

同じ考えだからって言って、そんな言葉、もう立場が全然違うわけですから、あなたが指示すればすぐ彼らは動くわけです。だから、そういうふうに頼んでいますなんていう話ではなくて、しっかりそういうふうな方向性、今聞きましたか、原課。市長もああ言っているらしいので、ぜひとも早い段階での検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長 土田政己君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 2点ほどお伺いいたします。

まずは、総務使用料の中の49ページです。ヘリポート使用料なのですが、23年度はかなり利用数が減ったのかなというふうに思うのです。着陸料並びに停留料ということで数が減ったのかなと。ただ、経費に関しては通年どおり、23年度は雪害の影響で恐らく少し除雪の面でも経費がかかったのかなというふうには推測はできるのですが、この減った主な要因に関してもしわかる部分があればお聞かせ願いたい。

○委員長 土田政己君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 ヘリポート使用料につきましては、23年度着陸料が13回で1万3,000円となっています。この13回につきましては、電線パトロールということで13回あった、それのみでございます。22年度につきましては、それ以外に薬剤散布、調査につきましては減免ですのでここにはあらわれておりませんが、有料の部分でいきますと山林に対する薬剤散布というのが例年10件程度あったのですが、それが23年度につきましてはゼロ件だったので、有料の分につきましては電線パトロールのみとなりました。

○委員長 土田政己君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 これは、ヘリポートというのはそういう使用料と経費等で考えるべきものではないのかわからないのでもないので、収益の部分で2万5,760円ですか、それで経費として100万近く毎年かかるということに関して、どうなのでしょうかねというところなのでも、単純に必要なのだからという部分はわかるのですが、基本的なヘリポートのどうしてもなければいけない理由というのは一体何なのですか。

○委員長 土田政己君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 砂川のヘリポートにつきましては、公共ヘリポートということで、利用の仕方についてはそれぞれ先ほど言いました調査に使うものとか、あと減免になるのですが、災害救助など、警察のものでしたとか、消防のものでしたとかというのが多いときで20回程度、例年七、八回というのがあります。そのほかに過去の物はごく少ないのですが、私的な利用ということもできるようになっておりますが、確かに歳入と歳出というところでは、コスト的なことだけで見ますと相当な経費がかかってお

りますが、公共的なヘリポートの役目ということで、現状は維持していくものと考えております。

○委員長 土田政己君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 あることがだめだということではないのですけれども、もしこういうヘリポートの、例えば先ほどのセールスといった部分の話にはなるのですが、私的にも使えるですとか、ヘリポートを使ったツアーを組むですとかという、その辺は何か企画であったりとか、せっかく毎年100万円かけて整備しているのであればもうちょっと利用率を高めるような何かということはお考えはないのでしょうか。

○委員長 土田政己君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 都会では、ヘリコプターによる夜景の遊覧ですとかいったことで私的な利用もされているようですけれども、なかなかそういった業者が近くにないといったこともありまして、そういったセールスは難しいのかなと思っております。現状の使われ方について、きちんと公共的な役割を果たしていこうということで現在は考えております。

○委員長 土田政己君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 立場的には、病院等もヘリポートがあって、そこにもヘリポートがあって。使い道が全然違うからということはあるのですが、一般市民からしてみたら砂川市内にヘリポート2つもあって、別々でやって、ちょっと無駄があるのではないのかなと思えるのかと思いますので、あるならあるなりのやっぱりそれなりの成果は必要かなというふうには感じますので、何かしら考えていただければと思います。

次、53ページの閲覧手数料の部分なのですけれども、これが大幅に件数としてふえている要因というのがわかれば教えていただきたい。総務手数料、53ページの戸籍の部分の閲覧手数料が前年15件という部分があったと思うのですけれども、23年度が急に119件になっているということでしたので、何かしら調査がいろんな意味で多い年だったからかなんて思うのですけれども、何か理由があるのであれば教えてください。

○委員長 土田政己君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 ちょっと資料をとってきたいと思っておりますので、お待ちください。閲覧手数料の戸籍の分でございますが、これ内訳につきましては世論調査、意識調査という内訳になっておりまして、単純に22年度は少なくて23年度が多かったという内容です。

○委員長 土田政己君 他に発言ありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり認定することに決定しました。

続いて、290ページからの議案第17号 平成23年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについての審査に入ります。

歳入歳出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり認定することに決定しました。

続いて、369ページからの議案第18号 平成23年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについての審査に入ります。

歳入歳出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり認定することに決定しました。

続いて、414ページからの議案第19号 平成23年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについての審査に入ります。

歳入歳出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本案を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり認定することに決定しました。

続いて、484ページからの議案第20号 平成23年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについての審査に入ります。

歳入歳出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり認定することに決定しました。

続いて、議案第21号 平成23年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めることについての審査に入ります。

収入支出一括して質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それでは、病院会計について何点が質問をさせていただきます。

まず最初に、入院収益の関係でお伺いをしたいと思います。入院収益なのですが、当初予算、それから我々が見れるのは3月の補正予算、そして決算という形になってくるわけなのですが、入院収益に関しては当初予算が69億4,800万ほどだったのです。3月補正で入院患者数を減らして、当然入院収益も減って67億9,900万に落としたのです。ところが、決算見ると70億にふえているのです。この辺の増減というのがちょっと大きい数字で推移するものですから、どんなことでこういうふうになるのかなというのをお聞かせいただければと思うのですが、

○委員長 土田政己君 医事課長。

○医事課長 細川 仁君 平成23年度の入院収益に関するご質問だと思います。平成23年度の入院収益の当初予算につきましては、前年度、いわゆる平成22年度の上半期をもとに積算し計上いたしました。平成23年度の上半期を9月末時点、終えた時点で患者

数については予想をやや上回る傾向がありましたので、補正では当初より701人増の14万642人としたところであります。また、診療単価、決算におきましては、後半から、いわゆる下半期から地域医療圏の急性期を出した患者さんの受け皿となるべく後方支援病院、または後方施設等の病床数の満床状態等の理由により、当院の述べ患者数が見込みより増加した結果、当初より3,802人、補正よりは3,101人の14万3,743人となったところであります。また、収益に関しましては、当初は平成22年度に新病院新設に伴いまして、救急医療体制が充実を図るという観点から、HCU20床を稼働するという目標を立てて入院収益、診療単価を見込んだところでありますけれども、実際には諸般の事情から4床でのスタートと。大幅に病床数は減ってスタートになったことから、単価が減って診療単価の減という補正を立てましたけれども、結果的には患者数の増が当初の見込みより多くなりましたので、収益額の総額としましては当初予算より2億1,500万ほどの増額計上となったところでございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 当初と決算だけなら、ほぼ同じような数字になっているのですが、3月の補正というのはもう年度末の我々にしてみると3月補正見ると大体決算が見えてくるなという時期での補正予算になるのですけれども、そのときはほぼ2億ちょっとぐらい、無理だなと落としたわけです。ところが、その後どうなったのかわからないけれども、3月末、年度末といったら3月いっぱいでしょうから、予想もしないほど、2億ほどまた患者がふえたのだということになるのだとすると、予算、決算、つまり患者のある程度の予測を立てながら、いろんなものを計画を立てていくわけですよ。そこで、この何億もの差が出てくるというのがうちの病院ぐらいたとそう珍しくなくて、普通の話なのかどうかを聞かせてほしいのですけれども。

○委員長 土田政己君 医事課長。

○医事課長 細川 仁君 3月補正の時点での補正計上ということのご質問だと思います。確かに上半期終えて積算をし、決算見込みを立て、年度末までの後半を推測して補正をかけるのですけれども、その補正時期が3月に至ったというのは、新年度から始まる診療報酬の単価、法的には改正は24年度なのですけれども、当院みたく急性期、救命救急センターをその内容をと計画立てている中で、いろいろな診療報酬ではなくて施設基準等の見直しも図らなければいけない。その情報が年度末近くにならないとちょっと点数が固まらないということもありまして、時期が3月補正になったということでございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 ちょっとわからないのは、年度末に近い3月の補正で、これは当初予算よりも患者数を減らして入院収益を下げなければならないなとなったのです。3月補正予算が出たのです。これちょっと患者数減って、入院収益も減って、まずいなと思ったわけです、私は。ところが、決算になると70億だ。ふえたことは全然いいのです。いいのだ

けれども、そんなに予想ってつかないものなのかと思うわけです、入院患者。だから、このぐらいの大きな病院になったら、2億、3億なんていうのは一月でごろっと変わるのだと答えてくれるのならそれでいいのですけれども、そうなのですか。

○委員長 土田政己君 事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 実は22年、23年比較しますと、最終的な補正組む段階でも大体12月来て、実績に基づいて、では1月から3月までの傾向一応見るのです。ただ、過去の経過からいいますと、20、21、22と大体12月にある程度の患者数がふえまして、当然その後1、2といつも患者は減ります。3月またふえますと。当然患者の増減ですから、収益も大きく変わります。その中でたまたま、23年は逆に12月から1月に一旦患者さん多少下がりました。ただし、逆に言えば普通下がる月の2月が逆にふっとふえまして、当然いろんな要因があったと思うのですけれども、そういう経過の中で最終的にはちょっと当初69億予定していましたけれども、一旦12月の段階では減るだろうという予想をしながらも、なおかつ最終的には逆にふえていったという状況なのです。ただ、今の毎月の傾向を見ますと大体一月5,000万前後で前後します。ただ、去年は前年度と比較しますと2月で1億3,000万近く収益上がっています。そういう背景の中で読み切れない部分はあったのですけれども、そういう中でちょっと大きく数字が変わったというような状況です。ただ、これ毎年同じ傾向というよりは診療報酬です。患者数はそんなに伸びなくても、実際そこで入院を要する方について手術が伴えば当然単価も上がりますし、今まで現状見ますと一般では大体1人単価は5万いっています。5万ということは、本当の急性期の中では非常に高いほうだと思います。ですから、そういうこともかなり影響していますし、全般的にいったら、短期的にその分が期間的には短いのですけれども、ちょっとそういう要因があってふえたということと、それから救命救急指定センターを受けて、そういう経過もあったので、患者がふえたのかなという状況だというふうに考えています。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今のお話でいくと、2月だけでも1億2,000万変わるということなのですか。決算のことですから、去年は特別インフルエンザが大はやりしたとかという感じではなかったような気がするのです。その前がたしかえらく大変な時期があったとは思うのですけれども、結果的に2億というものが2月ぐらいの患者の増ということでふえたということだとすれば、要因というのは何かがあったのでしょうか。

○委員長 土田政己君 事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 実際当院、センター病院という位置づけの中で地域の基幹病院という立場になっておりまして、実はやはり患者さんが多くうちの病院に来院されるというケースが非常にふえております。全体的な数字だけ押さえていますけれども、平均して手術を伴う患者さんはやはりうちの病院に来ている傾向がありますから、当然そ

うなれば入院に伴った入院収益も上がりますし、傾向的には外来はそんなに大きく変わっていません。ただ、近隣の病院が急性期医療から療養に変えている部分もありますし、なかなか急性期医療をできない病院もありますから、そういった地区の患者さんも当然正直言って砂川、まさに旭川、札幌、その中間である砂川に、ここを選んで来ているという状況もありますから、そういうのは一つの要因だというふうに考えております。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 次に行きます。次は、室料の差額収益の関係でお伺いをしたいのですが、いわゆる差額ベッドの関係です。前に同じようにこの委員会だったと思うのですが、室料差額がこれくらいしかないのかいという話をしたのを記憶しているのですが、今回は個室がとてもふえて、シャワーつきあるいはトイレ付きの個室、それぞれができていますけれども、こちらの予算では2,000万ちょっとという差額ベッドの予算だったのですが、これ決算では3,700万になっているのです。1,700万もふえているのです。ふえていること、さっきも言っているとおり全然悪いとは思わないのだけれども、この差額ベッドが増床したという理由と、それから個室Aというのがシャワー付きの8室、トイレ付きの個室でBというのが69室あると思うのですが、この辺の利用率がいいです。使用率、利用率どちらでもいいのですが、その辺をちょっとお伺いします。

○委員長 土田政己君 医事課長。

○医事課長 細川 仁君 まず初めに、差額室料の予算と決算の違いについてご答弁申し上げます。

平成23年度の当初予算は、個室、当院における差額のベッドが全部で80床ございます。その80床を60%の稼働率ということで積算しております。この60%は、通常旧病院からの使用率をそういう程度で押さえたので、そういう積算をしておりましてけれども、実際に稼働しましたら、60%ではなく20%増の約80%の利用率があったということから、増額決算となったところです。

2点目のご質問ですが、各病室の利用率でございますが、済みません。ちょっと今手元に各部屋ごとの病床利用率ありませんので……済みません、ありません。今おっしゃられた個室A、当院では8床ございます。それが病床利用率が平成23年度で72.3%、個室B、69室ありますけれども、それが82%となっております。

以上です。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 平成23年度の予算のときに同じような質問をしたときに、実は使用率というのと利用率というのが違うということの話があったのです。つまり病院の必要上、個室に入る人とお金をちゃんともらって個室を利用する人とこれ別なのだという話があって、その予算のときは使用率は80%、つまり部屋が使われるということが80%で、ち

ゃんとお金をもらう人が少ないということをお話があったのですけれども、今個室例えばAだと72.何%、個室Bだと82%というお話でしたけれども、この辺どうなのでしょう。お金を払っての利用されている方がこれだけのパーセントということで考えていいですか。

○委員長 土田政己君 医事課長。

○医事課長 細川 仁君 先ほど申しました病床利用率は、あくまでも個室を利用した利用率でございます。委員ご指摘の差額を徴収した徴収率、それで申しますと個室Aは68%、個室Bは65%となっております。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 お金を払わないで個室に入る場合というのはどういふときなのですか。

○委員長 土田政己君 医事課長。

○医事課長 細川 仁君 差額ベッドの部屋に料金を徴収しないで入る場合は、医師が術後管理等の理由により、どうしても個室を利用しないと患者さんの診療に当たられないと。診療上必要だと認めた場合は、患者さんの意思とは別に病院が強制的にその部屋を使ってほしいということですので、料金は徴収いたしません。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 きっと医療行為の中でそういうことが起こるのだろうということはわかるのです。では、個室Aの場合にシャワーつきのちょっと高い部屋8室ですけれども、あえてそこに、そこも違いがあるのですけれども、医療上、個室でないとなりのざわつきがあるからとかというのは考えられるのだけれども、わざわざ高いほうの個室に入れる場合というのはどんな場合が想定できるのですか。

○委員長 土田政己君 医事課長。

○医事課長 細川 仁君 個室Aが個室Bより若干ユニットシャワーつきで高いのですけれども、そこに免除をしてまで入居するということは、よほど個室が満床でどうしてもやむを得ないという場合のみに使用していますので、率としてはほとんどありません。

以上です。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 たまたまさっきパーセントでいえば利用率と使用率というのが違ったものだから、そんなふうにお伺いしたのですけれども、とりあえず最初の予算よりもこれはふえてきたので、よかったなというふうに思っていますけれども、そうであってももともとの計画でいけば5,000万以上の差額ベッド代が入るのではないかというようなことも言われていたので、この辺がうちの病院としてはいいところかなというところなのでしょうか。

○委員長 土田政己君 医事課長。

○医事課長 細川 仁君 利用率もしくは徴収率、ともに月日を重ねるたびにちょっと上

昇傾向には今も現在あります。ただ、これ以上と言われますとちょっと当院の病床を管理している病床管理室というものがあるのですけれども、そこでベッドコントロールしていますので、そのことも兼ね合いながら、患者さんの症状、状態によって個室を使いますので、一概に利用率を上げるべく患者をやみくもに個室に入れるというわけにもいきませんので、利用率、稼働率については限度とは言いませんけれども、この辺がいいところなのかなと現状では考えております。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 わかりました。

では、次に行きます。給与費の関係なのですけれども、大きなお金がかかっているのが人件費になるわけなのですけれども、予算の段階では医業収益との対比、いわゆる人件費とよく言われることなのですけれども、これももう60%近くまでいっていたのです。これはえらいことだなと思っていたらば、この決算を見ると58%をちょっと切れるぐらいのところまでは落ちてはきているのですが、普通はよく言う、いわゆるこういう大きな自治体病院だと、人件費は50が健全経営になるかならないかのラインだと言われていることがよくあったのですけれども、それから比較しますと相当大きな比率を占めているというふうに考えるのですけれども、こちらのほうも今後もやっぱりこのぐらいの数字で推移していかざるを得ないのかどうかお伺いしたいと思います。

○委員長 土田政己君 管理課長。

○管理課長 山田 基君 人件費の比率の関係でございますけれども、今委員おっしゃられたように23年度は約57.9%ぐらいということでありまして、平成21年、平成22年の58.9に比べると若干減ってはいます。給与費、人件費が上がるということは、当然職員の数もふえているということでありまして、これらについて新病院の開院に向けて以前から段階的にふやしてきたというような経過もありますし、さらには去年の12月から地域の救命救急センター、こちらの指定を受けてから現状では患者数もどんどんふえてきているということで、そういう地域医療とか救急医療、こういうものを確保するために、まずは職員も配置しなければならないというふうにしてスタッフを配置しておりました。その結果が給与費当然上がってしまって、比率的にも上がったというようなところなのですけれども、今医業収益というふうに対比したのがこの率でございます、基本的にはそういうところでよろしいかとは思うのですけれども、私たちのような救急とか、地域の医療、精神とか、そういうよく言う不採算医療というふうに言われているものは自治体病院がやっぱりしっかりしなければならないというところで、そういうような観点から、この医業収益のほかに医業外収益で交付税措置、当然市からの繰り入れ、こちらは医業外収益のほうで負担金で入ってくるのですけれども、そういうものも含めた中でうちのこういう病院は医業収支だけでなくて全体の収益、そういう中で考えていくというのが私たちもちょっと考えているところでございます。

50%を切ると健全経営と。それ当然そうなのでしょうけれども、統計的には国で出しているのはいろいろ操作があって、そういうところもあります。ただ、うちの場合、今の57.9、58%ぐらいという、職員的にはまだまだ足りないところが医師にしても看護師にしてもありますので、ふえるかどうかというのはやっぱり収益を上げていかなければならないと。人がふえることによって施設基準にのっとって診療報酬を上げていくというようなことも考えていかなければならないと思いますし、大体目安がよく60%ぐらいというような話も出ていますので、そこまでいかにないように収益を上げる。また、職員のほうもやみくもにふやしていくのではなくて、やはりそこに応じた適正配置というものを考えながらやっていきたいと思ひますし、当然今後収益を上げる努力もしていつて、この率についてはなるべく上げないように頑張っていこうというふうに考えております。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今でちょっとなるほどと思ひたのは、医業収益だけで割り算するのではなくて、自治体病院だから他会計からの負担金がちゃんとあるのだと。それももちろん収益といえば収益ということなのだなというふうなことはなるほどわかりました。まだ今不足だとおっしゃいましたか、医師も看護師も。ということなのですね。ということは、まだまだ給与費はふやしていかなければならない現状ではあるということと考えるといいですか。

○委員長 土田政己君 管理課長。

○管理課長 山田 基君 医者の数、看護師の数、救急のほうで先ほどHCUの話も出ていましたけれども、そういうところを施設基準を満たして収益を上げていくということに対しては足りないところでもありますので、費用的に新陳代謝とかもありますので、率的には変わるかどうかということはあるかと思ひますけれども、職員的にはやっぱりもう少しふやさなければ今の医療を確保していくには難しいということになるかと思ひます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 続いて貸借対照表の関係でお伺いをしたいのですけれども、今後の多額なる借金返しを考えるときいつも気になっていたのは、現金預金の関係なのです。これも予算の段階での平成23年度の予定の貸借対照表でいくと、現金預金は4億4,000万円になってしまうだろうという予定が立っていたのです。これは、もう二十何億もあつた現金が4億になってしまうのかと。これでは、とてもではないけれども、借金返しはできないなと思ひていたのですけれども、この決算書の貸借対照表を見ると現金預金が約11億円になっているのです。これってどうしてこういうふうに差がぐつと出てしまうのかをお伺いしたいのですけれども。

○委員長 土田政己君 管理課長。

○管理課長 山田 基君 現金預金の関係でございますけれども、当初予算の場合は一応予算書に計上している費用でいきます。例えば給与費だと、普通で雇わなければいけない

というところもあります。途中で採用というか、そういうのもありますし、あと資本的のほう、工事費のほうも23年度は絡んできます。工事費も例えば繰り越している分、事業費的にはそういうものも予算の中には入っていますので、当然そこは使わなければ余るといような形でございます。ほかには、経費のほうもやはり当初予算でいろいろ契約とか物を買った。医療機器とかもそうなのですけども、当然入札でそういうのも落ちる。そういうところも要因の一つかと思います。それから、やはり一番大きいのは収益的なものが上がってきているというものもあるかというふうに考えています。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 わかりました。

次に……

○委員長 土田政己君 まだ大分ありますか。ちょっと時間で休憩……

○小黒 弘委員 まだ大分あります。

○委員長 土田政己君 そうですか。

それでは、ここで10分間休憩します。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時20分

○委員長 土田政己君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 あと3問ぐらいですから。続いて未収金の関係でお伺いします。

未収金、これはやっぱり結構大事なことだと思っているのですけれども、これも先ほどいったように当初予算、それから3月補正、この決算と見ていくと、ちょうど数字のばらつきが多いのです。まず、その要因聞きたいのですけれども、当初予算では21億ぐらいの未収金、3月の補正では約20億になって、今度は今の決算を見ると23億5,000万という数字になっていくのです。まずこの要因をお伺いしたいと思います。

○委員長 土田政己君 管理課長。

○管理課長 山田 基君 未収金の関係でございますけれども、まず当初予算、補正予算ということでそれぞれ当初は約21億円、補正は19億6,000万というふうにありますけれども、実はこれ貸借対照表年度末の未収金残高ということで記載させていただいております。当初の21億というのは、当初予算は21年度、まだ22年度の決算が出ていないときなので、21年度の年度末の決算額をそのまま載せさせていただいております。補正のときは22年度の決算が出ておりますので、22年度の年度末の決算額を載せさせていただいております。なぜそういうふうになるかということなのですけれども、未収金に関してはやはり保険者未収とか、いろいろな未収金がありまして、不確定要素がかなりあるということ、そこを最初から見込むのもどうかというような考え方もありますので、従来そのような貸借対照表に上げるときには数字を使わせていただいていたということに

なります。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 そこで、今ちょうどお話が出てきたのですけれども、保険者未収という部分と、それから個人の未収金というのもあると思うのですけれども、決算の23億5,400万の中でいいのですけれども、どのくらいになるのでしょうか。

○委員長 土田政己君 医事課長。

○医事課長 細川 仁君 未収金総額の内訳ということでございますけれども、平成23年度決算における未収金総額23億余りの内訳ですけれども、請求未収、いわゆる保険者未収と言われるものが16億5,000万余りあります。個人未収、患者さんがご負担いただく個人未収につきましては7,300万となっております。医業外未収、いわゆる補助金等の未収金が4億7,000万、過年度の未収金が1億7,000万、合わせて23億5,000万となります。

以上です。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 まず、保険者未収というのはこれ最終的に入ってくる未収金ですよ。そういうふうに考えていったときにこの23億って大きなお金になるけれども、後々入ってくるものというのは今言った4種類の中でどこまでがそういうことになるのか教えてください。

○委員長 土田政己君 医事課長。

○医事課長 細川 仁君 総額23億5,000万余りの未収のうちの先ほど言いましたけれども、請求未収の16億5,000万円は、保険者未収金に関しましては2カ月後に保険者のほうから病院のほうに振り込まれるという形をとっていますので、3月末時点の16億につきましては翌年度の5月もしくは6月に収入見込みでございます。医業外未収、言いましたが、4億7,000万等の金額も補助金等の未収金でありますので、その経理、決算が終わり次第翌年度4月、5月には収入されるという予定でございます。したがって、過年度未収金1億7,000万と当年度発生した7,300万が翌年度に繰り越されて、それを個々に回収していくと。あくまでも個人未収に対する未収金ですので、それを回収していくということになります。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 結果的に言うと、今現在患者さんからもらえていないお金が2億4,000万ぐらいあるということになるわけですよ。これは、大きなお金ですよ。この辺がどうしてここまで大きくなってしまうのかという理由をお伺いしたいのですけれども。

○委員長 土田政己君 医事課長。

○医事課長 細川 仁君 未収金に関しましては、当院のみならず全国どこの病院でも頭を抱えている問題なのかなと思います。当院におきましても23年度末におけるところの

個人未収と言われる2億4,000万につきましては、鋭意回収に向けて考えられる限りの手法はとっていますけれども、ここ数年の医療報酬の改正等によって診療報酬の引き上げ並びに当院のように急性期を担う病院に関しましては、診療報酬の点数が高い診療行為をしていますので、おのずと個人負担における請求額が上がります。なので、年々個人未収と言われる金額が総額としてふえている傾向は否めないものだと思っております。ただ、個人負担に払うべく総額に対しての当年単年度、単年度の未収金の発生率はここ数年抑えられている現象ですので、発生防止に関しては諸般の対策が少なくても功を奏しているのかなと思っております。今後は、過年度と言われている過去の未収金に対しての回収を鋭意努力していかねばいけないと。それを努力することによって少しでも額を減少させていくということしかないのかなと思っております。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 例えば現年度という部分での7,300万というのは、これは年度ごとで減ってきている傾向があるのか、あるいは大体このぐらいが毎年どうしても出てしまうのかというのはどうなのでしょう。

○委員長 土田政己君 医事課長。

○医事課長 細川 仁君 単年度における個人未収の過去の推移は、その年度、その年度で上限、波がございます。ただ、今平成24年になりましたけれども、平成22年、23年に関してはやや減少傾向にあるのかなと。当年度も今現在9月末時点における個人未収は、前年度と同レベルの推移をたどっているのかなというところです。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 普通保険掛かっていて、例えば入院して、入院したその医療費を払うという、こういう普通の行為ですよ。その中で未収が発生するというのは、要するに退院なら退院して、そのときお金払わないで退院ができてしまう。お金取りに行くけれども、払ってもらえないというふうな形で残ってってしまうということなのですか。

○委員長 土田政己君 医事課長。

○医事課長 細川 仁君 端的に申しますとそういう一言で片づけられてしまうのですけれども、患者さん個々にとって入院費、今高額限度額認定制度が広く知られて、広まっているので、個々に高額な負担が生じるということは余りないのですけれども、やはり高額限度額も決して安い金額ではないので、10万、20万という額になりますので、それを退院時に一気に支払うという、社会的情勢もありますので、なかなか困難な患者さんが多いというのも事実でございます。今の社会情勢、雇用状態、決してよい状態ではないという背景もありますので、その10万、20万を一気に払えるという患者さんも少なくなっているのは事実でございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 あとは過年度の関係でいくと、要するにこれは1億7,000万あるの

ですが、取っていけるものなのか、完全にもうだめな部分も多いのか、この辺というのはどうなのでしょう。

○委員長 土田政己君 医事課長。

○医事課長 細川 仁君 過年度に関するご質問ですけれども、確かに厳しい状況ではあると思います。過年度未収金ということは、少なくとも前年度、前々年度の医療費を支払えない額の累積ですので、やはり生活困難者等々の事情によって病院に収納できない、お支払いができないという患者さんがその一部、1億7,000万円の内訳が大多数だろうと思います。ただ、そういう状況で病院側としてもただ指をくわえて待っているわけにもいきませんので、少しでも、少額でも分納で支払っていただけるよう鋭意努力して、個々のケースと交渉して相談しながら、少額ですけれども、分割して納入していただいている、協力していただいている患者さんは大勢いらっしゃいますので、一気に1億7,000万を少なくするという事は難しいとは思いますが、それを諦めないで、少額だということで諦めることなく、この努力は今後のためにも地道に続けていかなければいけないなと思っておりますので、ご理解を賜ればと思います。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 もうちょっと興味本位な質問になってしまうかもしれないのですが、1人で一番多い人ってどのくらいになるものなのですか。

○委員長 土田政己君 医事課長。

○医事課長 細川 仁君 個々のケースでちょっと最近私も調べてはございませんけれども、私を知る限り数百万、200万円、300万円の未収を抱えている患者さんもおります。ただ、それはただ支払われるお金がないから払わないのだというだけの患者さんもいらっしゃいますし、そうではない患者さんもいます。当院これだけの患者さんを多く見ているので、医療事故と思われる、疑われるようなケースもたまにあります。そういうケースは、結果が出るまでは患者さんのほうから支払っていただかないで、保留にしているケースもたまにあります。それが積み重なると診療期間が数年に及ぶ場合、それを一時保留していますので、当然高額な未収額になる場合もあります。それは結果が出次第回収される見込みですので、それについては年度をまたぎますけれども、心配ないのかなという判断ではいます。ただ、生活困窮者等々の理由によって滞納されている患者さんについては、少額であっても月々定期的に支払っていただくというような努力を交渉し続けるということをしております。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それで、それと関連するとは思いますが、今回クレジットカードを導入することによって、その未収金対策ということもあったと思うのです。もう一つは、今どうなのかわからないし、この年度でどうだったのかわからないことなのですが、例えばその日に払えないで、払おうとしたときに何か病院に行かないと払えないと

ということがあるのですか。どこかの郵便局か何かで医療費を払おうと思っても払えないとかということは起こり得るのかどうかなのですけれども、今2点、クレジットカードの問題と、それからその点確認させてほしいのですけれども。

○委員長 土田政己君 医事課長。

○医事課長 細川 仁君 クレジットカードに関しましては、今年度に入って4月から稼働しております。ですので、今現在半年余り経過して3,000万円程度のご利用額があります。あと、支払う金融機関等々の支払い方法に関してですけれども、当院の会計窓口で請求書を持参していただいて支払うというのが原則ですけれども、なかなかこちらに退院後来る予定がないという患者さんにつきましては、当院の指定口座がありますので、そちらのほうに振り込んでいただくということもご説明しております。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 未収金対策の関係は、今後も地道な努力でしょうけれども、やってほしいなというふうに思うのですけれども、たまたまなのですけれども、中には豪語する人がいまして、俺は金払っていないのだみたいな、ちょっとこれっぽい感じの人ではあったのですけれども、こんな医療されて俺は金は払わないと。ところが、そうやって言っていれば取りに来ないのだという話まであったのですけれども、そういういろんな人もたくさんいるかもしれないので、これからもぜひ頑張ってもらいたいなというふうに思います。

それから、次はPETの関係です。なかなかこの辺ではないPETですけれども、前は滝川にあったけれども、この病院もすぐ潰れてしまって、なかなか利用ができなかった。利用されていなかったという話もあり、うちの病院としてはこれが結構目玉になっていくのではないかというのは最初のお話だったのですけれども、23年度の決算書を見ると年間313件というふうに表示されているのですけれども、これはどういうふうに考えたらよろしいのでしょうか。いっぱい利用されたものなのか、こんなものだったのか、どうなのでしょう。大分高い機械だったようには思うのですけれども、その辺お聞かせください。

○委員長 土田政己君 管理課長。

○管理課長 山田 基君 PETの利用件数ということで、一応決算書の数字では313件、昨年度89件ですので、これ22年度はまだ新病院が半分完成して以降のことですので、差は出るのかと思います。その313件なのですけれども、これが多いか少ないかというところなのですけれども、当然この313件を1日平均すると1件から2件というような感じになるかと思います。PETは1回の利用で2時間から2時間半かかるというような状況もございますけれども、検診で使う場合と治療と違いますか、がんの診断、そういうところでPETを利用するということがあります。核医学といいますか、診断するお医者さん、そのお医者さんによってはより精度な診断をしようということで、1回ではなくて同じ人でも2回行うこともあるというところがございます。そういうような使い方とい

いますか、CTの件数になっていますけれども、あとそういうことを考えるとうちの病院でも能力的にといいますか、1日にどれくらいできるのかというと、やっぱりもう少し、四、五件は可能なのかなというようなふうには思っております。ただ、先ほども言ったようにドクター、医者です。医者のオーダー、これがないと当然できないわけでございますし、患者さんもがんの患者さん、がんの診療を受けて病院に回っていますけれども、がんの患者さんのそのときの状況とか数にもよるかと思えます。それで増減はあるのですけれども、今年度の話はあれなのですけれども、今はトータル的には少しふえているのだろうというふうには考えております。あとは、どれくらいふやすかということになりますと、その患者さんの数にもよるかとは思いますが、検診のほうで少し料金が高いのですけれども、どれくらいふやせるかという、それでもそんなにそんなに数は多くはならないのかなというふうにはちょっと考えているところです。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今料金というお話だったのですけれども、大体幾らぐらいかかってしまうものなのですか。

○委員長 土田政己君 管理課長。

○管理課長 山田 基君 1回10万円ぐらいの金額となっています。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 まだ1日四、五件分ぐらいの可能性はあるという話なのですけれども、要するに最近ヘルスツアーというのですか、そういうのが東南アジアの人とか、そういう人たちにはやっているというような話もあって、うちなんかは安くできるゴルフ場もあるし、病院の検診来てお菓子食べるのも何かわからないけれども、いろんなことも可能性として健康志向の時代ですから、そんなことでPETを活用するということはこの中で可能なかどうかというのをちょっとお伺いしたいのですけれども。

○委員長 土田政己君 管理課長。

○管理課長 山田 基君 検診ツアーのような形のものをよそでもやっているところもあるかと思えます。ちょっと聞いた話によりますと、うちの病院にそういう機械はそろってはいるのですけれども、やはり観光ということで、そこだけ、検診だけ受けに来るツアーということはきつとなかなかないのかなと。そういう中では、やっぱり温泉がなければだめだとか、何かそういうような話を聞いたことがあるのは事実でございます。あと、検診等、そういうツアーですとやはり早いうちから予約ということになるかと思えます。余力の問題にもよりますけれども、がんの患者さん、診断を受けるのは急に決まる方もいらっしゃると思いますし、ある程度はやはり余力は残していかなければならないのかなというふうにも考えておまして、そういうツアー的なものは今のところ行う考えは持っていないというところでございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 では、最後の質問になるのですけれども、砂川市立病院は救急外来というこの辺の中心的な役割を担うわけですけれども、それと同時に特殊病床、ＩＣＵだとかＨＣＵですか、そういうものもよその病院よりははるかに充実して設置されているのですけれども、平成２３年度でのこの特殊病床についての利用率をお伺いします。

○委員長 土田政己君 医事課長。

○医事課長 細川 仁君 特殊病床と言われるのは、多分委員ご指摘の問いにおけるＩＣＵ、集中治療室、今は救命救急センターですけれども、平成２３年度においてはＨＣＵ、ハイケアユニットの病床のことを言っているものと思います。ＩＣＵ、集中治療室につきましては、病床利用率は平成２３年度で６５．５％です。ＨＣＵに関しましては、稼働が当初４床でスタート、後に翌月から８床スタートになっております。平成２３年度の途中で救命救急センターになりましたので、１８床ですが、今現在１２床ですけれども。年度途中でいろいろ病床数が変わっていますので、トータルして８０．４％の稼働率を平成２３年度でいたしております。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 もう何か予想以上に多いなというふうに実は思ったところなので、私の質問は終わりたいと思います。

○委員長 土田政己君 他にありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第２１号を採決します。

本案を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり認定することに決定しました。

#### 散会宣告

○委員長 土田政己君 以上で本委員会に付託されました議案第１６号から第２１号までの各会計決算の認定についての審査を終了いたしました。

これで決算審査特別委員会を散会します。

散会 午後 ２時４５分

委 員 長